

国立大学協会

会 報

第 28 号

A 事業報告

理事会，常置委員会，特別委員会，大学運営協議会，
特別会計制度協議会議事要録

B 会計報告

昭和39年度決算，財産目録，
昭和40年度予算

C 調 査

昭和40年度国立学校予算小観

D 資 料

国立学校特別会計について検討を要する事項，
大学設置基準の改善等（答申），
大学入学志願者急増対策の経緯，
国際大学協会総会開催要項

E そ の 他

昭和 40 年 6 月

会 報

(第 28 号)

国立大学協会

目 次

A 事業報告

1. 諸会議事要録……………(1)
 - (1) 理事会議事要録(昭和40. 4. 27) ……(1)
 - (2) 第2常置委員会議事要録(昭和40. 3. 15) ……(3)
 - (3) 第2常置委員会懇談会議事要録(昭和40. 4. 17) ……(4)
 - (4) 第3常置委員会議事要録(昭和40. 2. 3) ……(5)
 - (5) 第4常置委員会議事要録(昭和40. 4. 26) ……(5)
 - (6) 第5常置委員会議事要録(昭和40. 4. 25) ……(6)
 - (7) 第6常置委員会議事要録(昭和40. 3. 20) ……(7)
 - (8) 第6常置委員会及び学生急増対策特別委員会合同会議事要録(昭和40. 4. 9) ……(8)
 - (9) 一般教育特別委員会議事要録(昭和40. 3. 1) ……(8)
 - (10) 一般教育特別委員会懇談会議事要録(昭和40. 4. 2) ……(9)
 - (11) 第10回大学運営協議会議事要録(昭和40. 4. 28) ……(9)
2. 特別会計制度協議会
第3回特別会計制度協議会議事要録(昭和40. 4. 26)……………(10)
3. 大学運営協議会の概況……………(11)
4. 諸会合(昭和40年2月～4月) ……(12)

B 会計報告

1. 昭和39年度決算……………(13)
2. 財産目録……………(14)
3. 昭和40年度予算……………(14)

C 調 査

昭和40年度国立学校予算小観…佐藤憲三…(15)

D 資 料

1. 国立学校特別会計について検討を要する事項……………(37)
2. 大学設置基準の改善等について(答申)……………(38)
3. 大学入学志願者急増対策の経緯について……………(48)
4. 国際大学協会第4回総会開催要項……………国際大学協会…(49)

E その他

1. 学長の異動について……………(52)
2. 大学設置審議会委員候補者の推薦について……………(52)
3. 災害見舞について……………(52)
4. 宮城教育大学概況……………(52)
5. 寄贈図書……………(52)

A 事 業 報 告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和40年4月27日(火)午後3時
場 所 東京大学大講堂第1会議室
出席者 大河内会長、杉野目副会長、加茂、石津、藤岡、三輪、二方、石橋、渡辺、篠原、赤堀、小牧、水野、赤木、前川、遠城寺、本田、福田各理事
柚木監事、長谷川、井上、増田、高坂各常置委員会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

1. 理事および第6常置委員会委員長の交代について会長から、黒沢横浜国立大学長の退任に伴い、次のとおり交代があった旨披露された。

理事 新 中村横浜国立大学長事務取扱

旧 黒沢横浜国立大学長

第6常置委員会委員長

新 増田一橋大学長

旧 黒沢横浜国立大学長

なお、監事である増田一橋大学長が第6常置委員会委員長に就任されたため、監事1名が欠員になった。

2. 会務報告

会長から、会務について次のような報告があった。

(1) 科学技術行政の改革に関する臨時行政調査会答申をめぐる経過を各大学に送付した。また、臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書(会報27号33頁参照)を40年2月15日総理大臣、文部大臣、行政管理庁長官等関係方面へ提出したが、その際行政管理庁の意見では文部省、科学技術庁、国大協の3者間で本問題に対する考え方について、その間の意思疎通をはかるため、懇談会をもちたいとしているので、その際は、国大協側とし

て科学技術特別委員会の本田委員長、大山、三輪、赤堀各委員に出席をお願いし、会長、副会長もそれに参加することにしたい。

(2) 大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期について40年2月18日付で第3常置委員会がまとめた内容を国大協として各大学へ通知した。(会報27号56頁参照)その後国立大学のうち右の申し合せに添っていない向があるという批判があり、このことについては後刻第3常置委員会委員長から報告があるのでその際御検討願いたい。

(3) 国大協と文部省の申し合わせで設置した特別会計制度協議会が40年1月30日および40年4月26日開かれ特別会計について検討すべき事項及び来年度概算要求の基本的方針について協議した。(会報27号28頁および会報28号10頁参照)

(4) 大学運営協議会では数回にわたって小委員会を開いたほか昨4月26日第10回大学運営協議会を開催して大学の管理運営に関する中間報告の検討を進めているが、学長、学部長、教員等の選考の問題を検討している段階である。なお、評議会等学内機関の問題が残されているが、これらについても逐次検討してゆく予定である。

3. 議 事

(1) 第34回総会の日時等について

会長から第34回総会を40年6月24日、25日に、また、事務連絡会議を6月28日にそれぞれ教育会館で開催したい旨諮られた承された。

(2) 宮城教育大学の加入について

石津宮城教育大学長(東北大学長)から、同大学の国大協加入について説明があり、了承され、総会に諮ることに決定された。

(3) 会則等の改正について

事務局長から、国大協の主たる事務所の住居表示の変更および宮城教育大学の加入に伴ない国立大学協会会則第3条、大学運営協議会規程別表、理事及び監事互選要領別表、国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領

委員定数表を改正する必要がある旨説明があり原案通り総会に提案することが了承された。

(4) 昭和39年度決算および昭和40年度予算案について

丁子主事から、昭和39年度決算および昭和40年度予算案について説明があり、それぞれ承認され、総会で最終承認を得ることになった。

(5) 会費分担額について

事務局長から、昭和40年度国立大学協会会費について各大学の分担額が説明され、異議なく承認された。

(6) 要望書の処理について

会長から、国立大学教官待遇改善連合懇談会から教官の待遇改善に関する要望書が提出されているが、これの処理については、目下、国大協としても教官の待遇改善に関して第6常置委員会で従前の専門委員の有泉、加藤、隅谷3教授にお願いして、要望書の趣旨を汲み入れながら、検討を進めることにしているの、同委員会案がまとまったら総会に諮って決定したい旨が述べられました。

(1) 常置委員会委員（大学の代表者）の候補者選考について

事務局長から、先般来会長の手元で各大学の代表者から出された希望（第1・第2・第3希望）をもとに、地区別および大学の種別等も勘案して各常置委員会の委員候補者案を作成し副会長とも協議して案を得た旨説明され選考原案通り常置委員会の委員候補者が決定された。

なお、本件に関連して留学生問題をどの常置委員会で取り扱うか論議され、各常置委員会の所掌範囲は再検討をいざ行なうが、とりあえず留学生問題は第5常置委員会で取り扱うことになった。

(8) 理事の選任について

事務局長から、理事、常置委員等の選任手続きについて資料により説明され、理事については総会までに地区互選を了し総会で決定することになっているので、互選の結果について事務局にご連絡願いたい旨述べ、了承された。

(9) 常置委員会の委員（教員）の選任について

各理事から推薦された教員の常置委員会委員

候補者について慎重に検討し、一応適任者を各常置委員会ごとに選考したが、さらに会長、副会長において地区別、専攻分野別等を考慮しながら各常置委員会委員長と協議して調整を行なって、最終案を作り、これを各理事に諮って総会前に最終決定をすることになった。

なお、本件に関連し、各常置委員会の専門委員の構成にアンバランスがあるので、この際改めて選考しなおしたい。また、教員の常置委員の旅費は、その教員の属する大学の負担とした旨発言があり了承された。

4. その他

(1) 大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期について

井上第3常置委員会委員長から、大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期の問題について40年4月8日国公私立大および短大の各協会・連盟の代表が日経連の代表と懇談した。その際、就職推薦選考開始時期を早めているのはむしろ国立大学であるとの非難もあったので、10月から、推薦選考を開始するという国公私立大および短大の各協会連盟の申し合せの趣旨を各大学の教官、就職事務担当者まで徹底される必要がある旨説明があった。

(2) 能研テストについて

長谷川第2常置委員会委員長から、文部省から内申書に能研テストを受験したか否かの欄を設けることについて第2常置委員会に相談してきている。また、高校の側でも一部高校を除き、能研テストの意義を認め、大学の関心を求めているので、第2常置委員会としても今後総会の意見もきき検討するつもりである旨報告があった。

(3) なお、会長より今秋に国大協創立15周年記念行事を行ないたい旨提案があり了承された。

(注) (9)常置委員（教員）の選任については、理事会終了後同日の会長、副会長及び各常置委員長の協議の結果、成案を得たので、これを書面をもって各理事に回議し、その承認を求めたのち、各当該大学長を通じてそれぞれ委嘱の手続をとることになった。

(2) 第2 常置委員会議事要録

日時 昭和40年3月15日(月)午前10時

場所 東京大学事務局長室

出席者 長谷川委員長, 小川, 谷川, 皇, 小谷
各委員

説明者 文部省村山審議官, 井内大学課長
長谷川委員長主宰のもとに開会

委員長から, 昭和41年度以降の入学試験より使用する調査書の記載内容等の改正について, 文部省から意見を求められたので, 本日村山審議官ならびに井内大学課長の出席を求め, 本委員会としては一応両氏から改正の趣旨をきくこととした旨述べ, 了承された。

1. 井内大学課長から, 昭和38年度に高校の教育課程の改訂が行なわれた。したがって明41年度入学試験からは新しい教育課程によることとなる。また, 入学試験は学力・調査書・健康の三者を総合することになっているが, そのうちの調査書については, 明41年度使用分から新しい生徒指導要録にもとづいた内容を忠実に記録するものに改善したらどうかということで, かねてから文部省の入学試験調査委員会調査書専門委員会で検討されてきたが, この程その案がまとも3月22日(月)に最終決定のはこびとなっているので, その前に一応大学側としてのご意見などお聞かせ願いたい旨が述べられた。

2. 村山審議官から, 改正するに至った理由について

(1) 高校の教育課程の改訂にともない, 調査書についても, 教科目等の記載内容を自動的に改正する必要が生じた。

(2) 入学試験の際は, とかく学力検査一辺倒の傾向にあるが, 高校在学中の成績をもっと入学試験に加味し得るものとする必要がある。

(3) したがって高校における学力の到達度を正確に伝えるため, 生徒指導要録をより忠実に転記するようにした。なお, 生徒指導要録は一応部外秘扱いであるのでそのままコピーするわけにいかない。したがって選抜にあたって容易に活用し得る事項の写しかえおよび大学側の利用の

便を考慮して規格を統一改善した。

(4) 到達度を活用することに関連して, その手懸りの一環として能研テストを, 単に受験したかどうかの事実だけを記載する欄を設けた。なお, この欄を設けることについては高校長協会普通部会の一致した意見であり, 要望でもある。また, 調査書専門委員会でも, 現段階としてはテスト受験の事実のみについて記入する位は適当であろうとしている。

以上の4点が述べられた。

3. 井内大学課長から, 調査書案の具体的内容について

(1) 調査書の規格はB5判上質紙(90kg程度)を使用し, 縦型表裏使用できるようにした。

(2) 大学側において必要な事項を記入するための欄を設けた。

(3) 「各教科・科目の学習の記録」は, 新・旧両課程併用にしたほか, 当該高校における履修単位数および生徒が修得した単位数を記載するようにした。

(4) 「学習成績概評」と「成績段階別人数」を同じ欄とし, 学習成績概評については, 特に大学が指示する場合, Aに属する生徒のうち, 高等学校が責任をもって推せんできる生徒については④と標示することができることとした。

(5) 「健康の記録」のうち, 身体測定等は健康診断証明書によることとし, 健康状態を, 生徒指導要録該当欄記載事項を転記すればよいこととした。

(6) 「評定」欄を各学年における評定項目に従い, 生徒指導要録のうち, A(特に優れた者または程度の著しい者)およびC(特に指導を要する者)についてのみ記入すればよいようにした。

(7) 「その他の事項」として能研テストを受験した生徒について, 受験年度, 受験番号, テスト種類等受験の事実のみを記入するようにした。

以上文部省側の説明に対して, 多数の委員から, 特に「学習成績概評」④の標示および「能研テストの記録」が単に受験の事実のみの記載であるにしても, その与える心理的影響等について忌憚のない意見が述べられた。これに対して文部省

としては、能研テストが必ずしも全面的に大学入試に代り得るものとは考えてはいないが、今後大学側が入学選抜の方法として能研テストがどの程度利用できるかその可能性を検討する上の便宜を考えて入れることにしたのである旨の説明があった。

最後に、長谷川委員長から、本事項は、いろいろと問題を含んでいるので本委員会としては、今回文部省側の説明をきいたという程度としてこの事情を伝え総会に報告することでいかがかと述べ了承された。

さらに、委員長から前に本委員会で検討した工業高等専門学校卒業者の大学への編入学の問題については、その後国立高等専門学校協会の下田副会長から、制度上既に編入学の途が開かれていることでもあり、大学の自主的な取扱の問題なので、どの大学でもこれを認めるといことでなくともよいとの意思を伝えて来たので、第2常置委員会として再度この問題を取り上げる必要はないことになった旨報告された。

(3) 第2常置委員会懇談会 議事要録

日時 昭和40年4月17日(土)午後2時
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 長谷川委員長、小川、藤岡各委員、千葉(女子)、三田、文京、小石川(代理)
新宿、武蔵工大附属各高校長、文部省
奥田調査課長、能研松本事務局長

長谷川委員長主宰の下に、先づ委員長から本日は能研テストについて高校側の意見を聞くために、時日の関係で国大協の第2常置委員中最寄りの学長に集まって頂いたものである旨の挨拶があり、各高校々長からそれぞれの高校の生徒の大学入試準備と能研テスト受験の実情について報告があったのち、能研テストを主題として大要次の如き意見の交換が行われた。

1. 能研テストを批判する高校側の声としては能研テストについてまだ一般の信憑性が充分でない。

2. 反対論者はこれを教育の国家統制のあらわれだと見ている。

3. 二重の予備校が必要になるおそれがないか。

4. 高校の生徒は一般に入試に影響しないものは受けたがらないようである。

5. テスト期間中は無料で受験すべきだとの声もある。

6. 能研は高校側にPRするよりも先に大学側に働きかけるべきだった。

7. 能研テストを将来全面的に入試に代えるもののような印象を、最初に与えたところにも拙い点があった。

8. 能研テストの問題にもいろいろ批判の余地もあるが、兎も角問題の作成については、一般の批判を受けることが特に強いので個々の大学だけで作るものよりは妥当性があると見てよからう。

9. 大学の入試の問題は大学だけで作るが、能研テストは大学と高校と両方の側から出て作る。

10. 高校の内申書を権威づけるためにも能研テストを採用されたい。

11. 次善の方法として、また入試の全部でなくとも一部としてでも、採用されたい。

12. 大学側が採用することになれば、高校の生徒は多数受験する。

13. 現在大学の入試は5教科で実施されているが、この方式はその大学のためにもまた本人のためにも果してよいことだろうか。

14. 志願者が一部の大学に集中することが、競争を激化させることになる。それぞれの大学に特色をもたせることが根本的な解決策だ。

15. 大学側は正直のところ余り能研テストを研究して居ないのが実情でないか。受け入れる側だから苦痛がないためでもあろうか。

16. 国立大学は、国大協としての能研テストについての方針が決まってから、その線で実施すべきだとの考え方がある。

17. 兎に角今のところ能研テストの追跡調査に協力することが先決問題だ。

(現在追跡協力校を限定しているのは予算の関係である。)

(4) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和40年2月3日(水)午後1時
場所 東京大学大講堂小会議室
出席者 井上委員長, 石津, 三輪, 児玉, 妻木, 大坪, 横田代(佐々木)各委員。
長谷川専門委員。

説明者 文部省笠木学生課長, 山中課長補佐
井上委員長主宰の下に開会

まず, 委員長から1月23日国立大学法・経・商・経営学部長会議で学生の就職斡旋に関する申し合わせを行いその事項を, 従来¹の大学就職問題懇談会の申し合わせ事項の2項目のほかに1項目として追加されるよう協力願いたい旨1月29日の国立大学協会役員会に申し入れがあったので, 懇談会の日時がさし迫っている関係上, 本委員会を緊急に開会することとした旨の説明があった後, 文部省笠木学生課長から第1回就職問題懇談会の概要と経過について詳細な説明があり, 学生の就職斡旋の期日に関しては第1回の懇談会において結論を得るまでに至らなかったが申し合わせを行うことは了承しており, 申し合わせの具体的な内容については明日の第2回懇談会において決まると思う。問題点としては「従来¹の申し合わせを維持する」, 「期日を早める」また「実行可能な期日にする」という三つの意見があり, 期日を早めるか, 扱いを簡単にしたいとの私立大学連盟側と従来¹の線を守ろうとする国立大学協会側との考え方には根本的に相違があり, 九大学学部長会議の申し合わせによる追加事項も「求人側の行う事前選考等は就職説明会終了以前についてはこれを一切認めないし協力もしないという強い線を出した一項目である。文部省としては従来¹の申し合わせの1と2を一緒にして7月1日を基点とする。いま, 1案として開始時期を明確にして後は大学の自主的な判断と良識ある行動にお任せすることを考えている旨の説明があった。(笠木学生課長退席)引続きこれについて協議がおこなわれたが, 従来¹の申し合わせ事項を手直しすることはかえって混乱を起すおそれもあり, また公務員試験を受ける学生の多い大学では, 10月1日以降推せん²の

希望もかなり強い傾向にあり, 更に, 大学院の入学選考時期等と関連することでもあるので, 従前¹の申し合わせ事項を維持することを懇談会において主張することとした。なお, 九大学法・経・商・経営学部長会議の申し合わせ事項については, 会長の意見をきいた上で参考資料として各国立大学へ配付してはとの意見があった。

次いで委員長から, 学生部長の分科会で文部省と学寮の問題について検討していくことになっておるが, その進展によって本委員会としても取り上げる問題がでてくるとされる旨の発言があり, 学寮の現状報告および管理に関する問題点等につきそれぞれ意見の交換が行われた。

(5) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和40年4月27日(月)午後2時
場所 国立大学協会分室
出席者 遠城寺委員長, 大政, 関根, 水野, 岡田, 野村, 伊藤, 和泉各委員
村尾, 宮田, 長谷川, 小倉各専門委員

説明者 笠木学生課長

遠城寺委員長主宰のもとに開会

本日は大学健康管理のあり方についてのフリートキングを願いたいと挨拶, まず笠木学生課長より「〇〇大学保健管理規則(参考案)」を配付して説明があった。

1. 昭和40年度の概算要求に於ては保健センターの設置は認められなかったが, 引き続き昭和41年度に於て概算要求をする予定である。

2. 保健センターは全大学設置となると膨大な数字になるので, 一部の大学に出来てから全大学に拡張する方針で来たが, その様に先にモデルセンターを作るかそうではなく最初から国立大学に及ぼす要求にするか, 大蔵省でも意見は必ずしも同一でないようである。なお, 年次計画に切り換えることがよいかどうかその辺を検討する必要がある旨の説明があった。(笠木学生課長退席)

ついで, 議事に入り上記に関連して各委員から次の意見が述べられた。

1. 大学全体に出来るように考えてほしい。
2. たとえ10年, 15年の長期計画でも各大学に

設置すべきであると堂々と予算の要求をしてほしい。

3. モデルセンターには入った大学は熱心でも他の大学には熱がなくなるおそれがある。年次計画にした方がよい。

4. 各大学の实情により画一的なものは出来ないであろう。

5. 機構が立派すぎて実行が出来ないのではないか。

6. 保健委員会を是非つくるようにしその場合は各学部長を入れるようにしたい。

7. 調査研究費を相当に考え医学の最前線にくつつく様にしないと進歩は望めない。

8. 現在の学生の40%~50%は何等かの異状がある。将来ある人材を養成する立場から充分に世話をする必要がある。

9. 保健管理についてのPRが足りない。

10. データを集めて保健管理センター設置の必要性を理解して貰うことが大事なので専門委員会で検討してほしい。

11. 来る6月開催予定の総会の前日に専門委員会を開催するようにしたい。

(6) 第5常置委員会懇談会 議事要録

日時 昭和40年4月25日(日)午後3時
場所 静岡大学
出席者 赤堀委員長, 小塚, 佐藤, 五嶋, 渡辺, 柚木, 赤木, 松平, 藤野各委員
説明者 三角文部省国際文化課長, 臼井同留学生課長

開会に際し赤堀委員長より本日は文部省より国際文化課長及び留学生課長の出席を得て、国際交流、留学生等について文部省における最近の事情を伺うため委員会ということでなく懇談会の形でこの会議を催した旨を話された。

1. 大学間の国際交流について

三角国際文化課長から、文部省が行なっている教授交換および学生交流の現状についての説明、ならびに、本年度は、受け入れ関係では外国人

動研究員4名、奨励研究員15名の予算化、派遣関係では在外研究員に3億7千万円の予算化をみ、学生交流として、ユネスコ国際大学院課程の学生13名の受け入れが、予算化された旨の説明があつた。

また、問題点として、文化協定締結国以外の国との交流関係、客員教授の宿舍の整備、特定授業科目の単位相互認定の問題について説明があり、将来計画として、インドネシア国立大学との教授交換、マレーシア大学設置援助計画等について説明があつた。

次いで各委員より質疑があり、共産圏諸国へ教授を派遣する場合の取扱いの改善について、現状では改善が困難であること、また、宿舍については、なお整備されるよう文部省から大蔵省へ要求することにしたいとの回答があつた。また学生交流については、国内における特定の私大において、海外特定大学と計画的な学生交流を行なっている実状についての紹介があり、関連して国により学年の始期が異なるので、国内大学院学生の入学時期を、9月にも認めるかどうかについては、今後なお検討する必要があるとのことであつた。さらに在外研究員の採用にあたっての、大学間に格差があるかどうかについて質疑があり、全般的に採用数の少い関係で、実績に基づき選考する現行の方法を改善することは、困難であろうとのことであつた。

2. 外国人留学生について

臼井留学生課長から、文部省奨学金留学生制度として、年間学部留学生60名、研究留学生141名を受け入れている旨等、資料に基づいて詳細な説明があつた。

また、問題点として、派遣国の社会開発計画に基づき要求される優秀人材を長期計画的に受け入れるべきこと、予備教育(日本語教育)のための日本語センターの設置、大学教育・補導体制の強化策としての留学生専門の事務官、指導教官定員の設置、学友制度の設置、私費留学生に対する医療費補助問題について、また、生活援護の体制として、全国主要大学に留学生宿舍を設置し、体育館、図書館、客員教授宿舍を同一場所に設け、民間団体経営としたらどうか、医療費については、

半額補助から、掛金制度として全額負担することについて、また、夏期休暇期間中に、日本に対する総合的視野を広げるための見学旅行または、夏期修練の場を各大学においても検討されたいこと等の説明ならびに依頼があった。

佐藤委員から、台湾政府文政部長と会見の際、留学生定員の増員の問題と出国許可証の関連で、入学試験を台湾国内で実施できるようしたいと依頼された旨の報告があり、文部省から、宿舍を整備のうえ増員を計りたい考えであるとの回答があった。

また、博士課程留学について赤堀委員長からの質問に対し、大学からの要求によって研究留学生の定員を流用し、認めた例があること、東南アジア留学生については、3年間の修士課程を将来設けたいこと等について説明があった。さらに賠償留学生の場合における講師手当に相当する予算措置についての、松平委員からの質問に対し、今後検討したいとの文部省の回答があった。

最後に、文部省から、卒業証書は必要により英文で発行してもよいこと、外国語は1か国語でもよいこと、インドネシア留学生の学位については「パチエラー」の訳語を使用せず、「ガクシ」に統一して称することとした旨の説明があった。

なお引続いて上記二つの問題について自由懇談を行なった。

(注) 大学間の国際交流および外国人留学生を含めた学術交流については、第五常置委員会の主題とするかどうかについて、次回総会の直前に委員会を開催して検討しその結論を総会に提案することになった。

(7) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年3月20日(土)午前10時
場所 東京大学大講堂小会議室
出席者 黒沢委員長、山極、岩村、増田、四方、小牧、服部各委員
鶴田、宮崎、錦織各専門委員
説明者 有泉教授
黒沢委員長主宰のもとに開会
1. 委員長改選について

黒沢委員長から、3月31日で学長の任期が満了となるので、6月の総会で委員長を改選するまで僅かに約2カ月間ではあるが、後任の委員長を選んで欲しい。御異存がなければ、手続きを省略して、指名させて頂きたい旨を述べ承された。よって、増田委員が指名され全員異議なく承認された。

2. 教官の給与改善に関する要望書について

有泉教授から教官の給与改善についての経過説明の後、委員長から教官の給与改善については、昨年8月の人事院勧告で若干改善されたところもあるが、本委員会としては、なお不十分な点を摘指して改善の目的を達成出来るよう要望書を提出したいので、昨年要望書を作成していただいた有泉、加藤、隅谷3教授に引続いて専門委員として、ご検討願ってはとの提案があり異議なく承認された。

3. 要望点とその進め方について

昨年の人事院勧告で、教官の待遇についても若干の改善を見たが、学長との間の開きが大きく、是非教官の頭を引き上げたい、これを実現させるためには、教官の俸給表が一般職と同じ扱いでは無理があるので、教官の職務内容が一般職のそれと違うその特殊性を主張し、切り離して特別扱いとすること。研究手当、職業手当などの名目で要望することもうなずけるが、抜本的な改善を打ち出すことが必要である。

国大協としては、従来の要望の基本線はくずさないで、この線をふまえてその上に実現可能な線を積み上げてゆくほかない。そしてこれを実現するためには、理論的にもまた実際の具体的な面でも主張することが必要である。

4. 次回委員会の開催日について

鶴田局長から、文部省からの要望もあり4月初旬に開催してはとの提案があり、4月9日午後1時から開催することに決定した。

5. 特別会計制度協議会の報告について

鶴田局長から協議会の委員氏名を紹介、委員会の最近の活動状況について報告があった。

6. 昭和41年度概算要求に関する問題点について

鶴田局長から、議題提案の趣旨について説明が

あり種々討議の結果、4月9日の委員会の席上において、文部省側から学生増募の問題が当然であると思われるので、同日の本委員会は学生急増対策特別委員会にも呼びかけ合同で開催してはとの結論になり全員異議なく承認された。

(8) 第6常置委員会及び学生急増対策特別委員会 合同会議議事要録

日時 昭和40年4月9日(金)午後1時
場所 東京大学大講堂第一会議室
出席者 増田委員長、山極、小牧、服部、前川、四方、岩村、福田、高坂、長谷川各委員
鶴田、宮崎、錦織各専門委員
説明者 文部省杉江大学学術局長、村山審議官、岩間会計課長、井内大学課長

増田第6常置委員長主宰のもとに開会、初めに委員長から本日は昭和41年度概算要求の問題点に関し文部省よりも杉江局長ほか各位のご出席を得て本省の意見を伺うことにしたい旨を述べ次いで文部省杉江大学学術局長から、大学入学志願者急増対策の経緯について資料(48頁参照)につき、その内容の概要にわたり説明、明年度の概算要求にあたっては、事前に充分話し合いを行ない合理的なものをつくり、これについては、必ず実現を図りたい。又各大学においては、現状の教官、施設である程度増募出来るものもあると思われるので、多人数教育等各大学において出来る範囲内で協力を願いたい旨の要望があった。次いで各委員から質疑がありまた多人数教育の実施、志願率の増減の見通し、自然人文各系の比率の現状と在るべき姿、学部の適正規模、4年後の就職等の諸問題について各委員と文部省側との間で種々意見の交換が行われた。

(9) 一般教育特別委員会議事要録

日時 昭和40年3月1日(月)午前10時

場所 東京大学大講堂第1会議室
出席者 本田委員長、三村、樋口、皇、伊藤、大倉、小塚、赤木、四方各委員
説明者 文部省井内大学課長
本田委員長主宰のもとに開会

委員長から、本日は懇談会の形式で文部省井内大学課長から、前回委員会以後の大学基準等研究協議会における一般教育の改善の審議経過および問題点について説明願ひ、これについて質疑応答の上今後の審議の進めかたについて相談したい旨を述べた。

1. 大学基準等研究協議会の一般教育等改善の問題点について

井内大学課長から、大学基準等研究協議会からは、3月末までに答申される予定であるが、内容が多岐にわたっているために、大学院の問題、校地校舎の施設等については4月以降となる見込みである。なお、一般教育に関しては、当初は昭和41年度実施を目途としていたが、実行上の点から昭和42年度実施が妥当であろうとの意見が強くなっている。また、今回の改善案は、国公立全般を通じて大学、学部、学科の増設、設置認可届出を画一的にするのではなくそれぞれの大学の特殊性や教育研究の進歩に応じて弾力ある運用ができるようにすることが考えられている。国公立大学のすべてに共通の基準を如何に考えるかそれを背景に国立大学の一般教育をどのように改善してゆくかが問題である旨審議経過について説明があったのち、「一般教育等改善の問題点」(会報26号45頁参照)に基づいて詳細な説明があった。特に、大学基準等研究協議会では、基礎教育科目と一般教育科目とを区別し、各大学によって弾力のある運用をすること。しかし、医・歯学部は、一般教育と専門教育とは法的にも区分されているので、この壁をとるか否か議論されたが、これについては現行どおりとし、医、歯学部の進学課程の2年を充実することとなった。また、この問題点によれば、一般教育の現行36単位のうち12単位は一応基礎科目に繰り入れることとし場合によっては外国語にも入れうるようにし専門教育科目には流用しないことになっている。なお、今後も単位制を維持するが、内容を改善し、授業時間に厚み

をもたせたい意向である旨、現行の単位制度と比較して詳細な説明があった。

ついで、一般教育科目と基礎教育科目との関係、基礎教育科目と専門教育科目との関係、学部別の一般教育科目および基礎教育科目の重点のおき方、教官の配置、施設の整備その他一般教育関係の予算の問題等について種々質疑応答が交わされた。

2. 一般教育部会による一般教育担当教官の整備について

井内大学課長から、さきの単位計算に基づいて一般教育担当教官の整備も考えているとして所要教員数試算について詳細な説明があり、一般教育の専任教員は現在の設置基準でも相当数不足しておるが、従来の経験と現実とをみて漸進をはかるため可能な範囲を見たものであること。なお、学生の急増期に入るときに、大学としての基準を明確に打出すことが急増期の質の低下を防止することになると思う旨等の説明があった。

ついで委員長から、現在一般教育担当教官は非常に不足しているとともに、一般教育の現状が多面的に行なわれていることを改善することが必要である旨の発言があり、この問題を法文化した場合の利害得失について意見が交換された。

最後に委員長から、以上の問題については、今後情勢の推移により相談してゆきたい旨を述べ、了承された。

(10) 一般教育特別委員会懇談会議事要録

日時 昭和40年4月2日(金)午後5時

場所 東京大学構内懐徳館

出席者 本田委員長、樋口、伊藤、三村、四方、大倉、赤木各委員
文部省、杉江大学学術局長
大蔵省、小田村主計官、宮下主計官補佐
自民党坂田文教調査会長、渡瀬秘書

本田委員長より、杉江局長を紹介し、一般教育等改善の問題点について、忌憚ない意見の交換があり、6時より別室において晚餐を共にしながら

引続いて懇談し、9時半過ぎに解散した。

主な話題は次のとおりである。

1. 新制大学発足当初の一般教育の理念について

2. 当初の理念が実現困難な原因について
責任体制の欠如、教官の充足困難、研究費の不足、学生経費の不足、施設設備の不備、単位制度の欠陥、図書館の不備等が挙げられた。

3. 改善を要する点について

施設・設備の充実、図書館の充実、研究費の増強、教員組織の充実、責任体制の確立、学生増募と質の向上、一般教育担当教官の優遇(科研費、在外研究員等で考える)等について要望された。

(11) 第10回大学運営協議会 議事要録

日時 昭和40年4月28日(水)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長、杉野目、井上、遠城寺、赤堀、増田、高坂、加茂、藤岡、松平、野村、小牧、福田各委員、大塚臨時委員

伊藤、大内各専門委員

大河内委員長主宰のもとに開会

1. 臨時委員の補充について

委員長から、従来臨時委員には石井照久(東大)、大塚久雄(東大)、桑原武夫(京大)、加藤新平(京大)の各氏にお願いしていたが、このたび加藤氏が都合により辞任を申し出られたので、その後任について本日午前中の小委員会で協議したところ一橋大学の田上穰治氏(行政法)に臨時委員をお願いしたいということになったのでいかがか諮られ、異議なく承認された。

2. 「大学の管理運営に関する問題点」の人事について

委員長から、本日は問題点中の人事について専門委員に整理願っておいたので、別紙資料に基づき説明願ひ、検討したい旨を述べ、引き続き大内専門委員から、さきの国立大学協会の「中間報告」には、学内諸機関に人事の問題も含めている

が、今回は切り離したこと。副学長の制度は中教審の答申および大学運営法案に入ってきたので、それにも言及したこと。ならびに「中間報告」は大学運営法案に対処するために書かれた関係上、結論に重点がおかれ、その結論に至る経過については簡略なきらいがあったが、今回はむしろ大学としての積極的な見解を述べ、それを広く世間にも理解してもらうことも考えて、大学としての考え方を述べることに注意した旨全般についての説明があったのち、内容について詳細な説明があった。

ついで各委員から、大学間の協力、学部の自治の概念について質疑応答があり、特に現在学長の選挙権者に助手および事務職員を加えている大学もあり各大学によって異なるが、「中間報告」の考えかたと現状とのずれをいかに調整したらいいかについて熱心な議論が交わされ、各大学が中間報告の考え方を実行するに際しては、慎重に時間をかけて行なう必要のあることが確認された。また、副学長設置の可否については、学長の職務の性質上、その仕事の一部を分担することは、大学の運営上かえって円滑を欠くおそれがないかとの結論であった。

最後に委員長から、この問題についてはあらかじめ資料をお送りして検討願う時間的余裕がなかったため、疑問点、質問等は文書でお送り願いたい。また、事務職員の人事については、大学院、附置研究所、財政等とともに最後に検討し、そのうえで全体の案がまとまったときに各大学に送付し、改めて各大学の意見を求めたい旨を述べた。

2. 特別会計制度協議会

第3回特別会計制度協議会

議事要録

日時 昭和40年4月26日(月)午後3時

会場 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内議長

杉野目、服部、大山、四方、赤堀、杉江、中尾(斎藤委員代)岩間各委員

井内、甲斐、鶴田、海野、上山、錦織
各専門委員

大河内議長主宰の下に開会

先ず委員の交替について、議長から黒沢委員の退任に伴いその後任として赤堀大阪大学長を委員に、なお、黒沢委員は小委員でもあったのでその後任として増田第6常置委員会委員長に小委員をお願いすることとしたい旨を諮り了承され、続いて議事に入った。

1. 国立学校特別会計について検討を要する事項(問題点)について

杉野目小委員会委員長より、本年1月30日に開かれた本協議会での決定に基づきこの問題を検討するため2月10日、3月6日に専門委員会を開いて検討の上成案を得たので、さらにこれを4月22日の小委員会に諮って検討を加え、小委員会案を作成した旨の経過説明があった後、鶴田専門委員より立案の趣旨について、本案は、協会の意見を基としてこれと現行の特別会計制度との相違する点を問題点として調査したものである。従って、本会議でこの案が決定されれば更に具体的に掘り下げてその結論について検討することとなるものである旨の説明があった後その内容について、逐一説明があり、続いて審議に入り忌憚ない意見の交換があった。

(イ)積立金制度の運営方法についておよび(ロ)の財産処分収入の使用方法については何れも特別会計全般を通じ重点的な経費に充当することは、精神論としてはうなずけるが一般論としてはあり得ないことと思われる。また、国大協会の意見も主として才入超過を生じた学校の経費に充てることになっているので上記の点は削除してはとの意見があり、この意見に添うて修正を加えることとなった。(ハ)の才入才出予算の弾力条項の適用については、原案を承認。(ニ)の才出予算の計上と積算のあり方について、(ホ)の継続費、国庫債務負担行為、繰越および移流用等の制度の活用とその手続きについては引続いて検討することとし、(ヘ)の建築交換方式の運用については、現実に即した取扱いの出来るような方途を考慮すること、(ト)の特別会計の決算の処理およびこれに関連する諸問題については、決算上不足を生じた場合または才入欠か

んとなる「見込み」の、その見込みが非常に困難であるが、これをできるだけ正確に見込むことが要件であることなど、以上結論も含めての意見が出された。

次に、(2)の特別会計制度の改善について、(イ)の一般会計繰入金のあり方については、最も重要な大原則でもあるので慎重に進めることとした。い、(ロ)の借入金制度改善については、施設整備充実を促進すること、(ハ)の国立大学とその他の諸学校とを区分すること、については更に具体的に検討すること、(ニ)の特別会計と寄付等の取扱いのうち、地方公共団体の寄付については、地方大学にとっては重要な問題である。受益者負担の考え方は立法論的には可能であるが現段階では真向から取組めない事情がある。抜け道を考えるか或は取り組むとすれば大上段に腹を決めてかかる必要がある。受入措置、免税措置など引続いて検討すること、(ホ)の研究および教育の特殊性と長期計画に対応する会計制度のあり方については今後の課題として検討する必要がある。

以上、本日の審議の線に添うて原案を整理修正することとし、これを小委員会に一任（4月28日（水）10時より教育会館内分室）することとした。

（注。小委員会において整理したもの37頁参照）

2. 昭和41年度国立学校新規概算要求の基本方針について

文部省当局より詳細な説明があり、なお、去る4月22日に開かれた特別会計制度協議会小委員会における本方針に対する主な意見として下記のとおり披露された、この意見は更に学生急増対策特別委員会にも披露すること、ならびに明28日の理事会にも報告することとされた。

特別会計制度協議会小委員会における主な意見

(1) 国大協から国立大学の増員の枠について積極的な意思表示を関係方面にできるだけ早くやったらどうか。

(2) 人文社会系の増募にあたっては、純文系も考慮されたいこと。

(3) 多人数教育の方法の活用については、いきなりあまり多くを望まない方がよいのではないか。

(4) 臨時的増募措置については、強制的でなく弾

力的に臨んだ方がよい。

(5) 教員養成学部の教員組織の充実整備に伴い、減員を要する場合は、現職者を考慮し、慎重に対処されたい。

(6) 理工系の大学院の学生定員の増をはかられたい、人文社会系については質の問題との関連等事情が異なる点があり慎重に検討を要する。

3. 臨時行政調査会の「予算、会計の改革に関する意見（勧告）」について

文部省会計課甲斐副長より下記の点についての意見の概要について説明があり、参考に資することとした。

- (1) 予算執行の早期化および弾力化
- (2) 特別会計の制度運用の適正化
- (3) 会計機関の統合
- (4) 大蔵大臣の承認協議の簡素化
- (5) 契約の適正化
- (6) 物品・国有財産管理の効率化
- (7) 物品の集中調達

3. 大学運営協議会の概況

（昭和40年5月）

1. 国立大学協会の大学運営協議会は、昭和38年2月28日開催した国立大学協会第28回総会の際、国立大学協会の会則改正（第13条の2）と大学運営協議会規程の制定施行を決定して、同日から発足した。

2. その後次のとおり開催された。

第1回	昭和38年4月19日
第2回	" 6月7日
第3回	" 6月19日
第4回	" 9月27日
第5回	昭和39年3月14日
第6回	" 4月25日
第7回	" 6月16日
臨時	" 9月25日
第8回	" 11月25日
第9回	昭和40年1月29日
第10回	" 4月28日

3. その間およそ次のような活動を行った。

(イ) 細則起草 大学運営協議会細則制定のため、

4名の専門委員を委嘱し、原案を作りこれを各大学に示してその意見を求め、それに基づいて細則案をまとめ、昭和38年9月27日開催の第4回大学運営協議会において決定し、同日から施行することとした。

(ロ) 問題点選定 大学の管理運営の改善に寄与するため、当面の事項として、5名の専門委員を委嘱して、大学の管理運営に関する中教審答申および文部省の大学運営法案を、国立大学協会の中間報告と、対比検討して、問題点を選定した。専門委員会は、数回に亘り会議を開き、原案を作って、昭和38年6月7日開催の第2回大学運営協議会において、その成案を決定した。

(ハ) 問題点検討 この選定された問題点を検討するため、6名の小委員が選ばれ、更に臨時委員4名専門委員2名を加えた小委員会において、目下その検討を進めているのが現状である。

問題点の審議については、当協会の「大学管理運営に関する中間報告」の作成当時と対比し、その後の社会環境の変化と最近の学問の進歩を考慮することとし、原則論については、既に大綱の討議を終わり続いて制度論についても論議を進めて居り。一部専門委員のまとめたものを検討している。

同小委員会の開催は次のとおりである。

第1回	昭和38年	7月17日
第2回	"	8月17日
第3回	昭和39年	4月20日
第4回	"	7月10日
第5回	"	9月25日
第6回	"	11月20日
第7回	"	40年3月19日
第8回	"	4月28日
第9回	"	5月20日

ほかに委員長と専門委員との打合せ

昭和39年7月11日

" 10月14日

昭和40年2月27日

なお、大学運営協議会開催の都度懇談会を開催し、各地区委員から当該地区の状況につき報告があり、協議懇談が行われている。

4. 諸 会 合 (昭和40年2月～4月)

(月日)	(曜)	(時刻)	(会 議 名)
2. 3	水	13	第3常置委員会
6	土	10.30	就職推薦時期に関する懇談会
10	水	10	特別会計制度専門委員会
27	土	13	大学運営協議会専門委員会
3. 1	月	10	一般教育特別委員会
6	土	10	特別会計制度専門委員会
11	木	13	科学技術行政小委員会
15	月	10	第2常置委員会
19	金	10	大学運営協議会小委員会
20	土	10	第6常置委員会
4. 2	金	17	一般教育特別委員会懇談会
8	木	11	給与制度改善専門委員会
9	金	13	学生急増対策特別委員会
			第6常置委員会合同会議
15	木	10	科学技術行政小委員会
17	土	14	第2常置委員会懇談会
21	水	13	特別会計制度専門委員会
22	木	10	特別会計制度小委員会
25	日	15	第5常置委員会
26	月	14	第4常置専門委員会
26	月	14.30	特別会計制度協議会
27	火	15	理 事 会
28	水	10	大学運営協議会小委員会
28	水	10	特別会計制度小委員会
28	水	11	給与制度改善専門委員会
28	水	13	大学運営協議会
28	水	14.30	同上懇談会
28	水	15.30	学生急増対策懇談会

B 会 計 報 告

1. 昭和39年度 (自昭和39年4月1日) 決算
至昭和40年3月31日)

国 立 大 学 協 会

科 目	当初予算額	予算現額	決 算 額	予算現額と決 算額との比較	摘 要
歳入の部	9,451,000	9,451,000	9,412,813	△ 38,187	
1. 会 費	6,618,000	6,618,000	6,618,000	0	
2. 預金利子	140,000	140,000	101,290	△ 38,710	
3. 前年度繰越額	2,693,000	2,693,000	2,693,523	523	
歳出の部	9,451,000	9,451,000	8,439,192	1,011,808	
A 事業費	3,699,000	4,143,000	3,627,179	515,821	
1. 総会費	800,000	800,000	712,680	87,320	第32, 33回(2回分)
2. 運営協議会費	1,200,000	500,000	308,180	191,820	調査研究費へ流用減70万円
3. 役員会費	99,000	99,000	53,828	45,172	
4. 委員会費	400,000	400,000	321,229	78,771	
5. 会報発行費	200,000	404,000	396,610	7,390	備品費より流用増4万4千円 予備費より増 16万円
6. 調査研究費	1,000,000	1,940,000	1,834,652	105,348	運営協議会費より増70万円 予備費より増 24万円
B 事務費	4,150,000	5,126,000	4,812,013	313,987	
1. 諸給与	2,600,000	3,300,000	3,284,181	15,819	予備費より流用増 70万円
2. 備品費	500,000	706,000	630,488	75,512	会報費へ流用減 4万4千円 予備費より流用増 25万円
3. 借用料	500,000	500,000	405,151	94,849	
4. 消耗品費	100,000	140,000	110,263	29,737	予備費より流用増 4万円
5. 印刷費	50,000	50,000	28,600	21,400	
6. 通信費	200,000	200,000	160,396	39,604	
7. 旅 費	100,000	100,000	69,210	30,790	
8. 庁用諸費	100,000	130,000	123,724	6,276	予備費より流用増 3万円
C 予備費	1,602,000	182,000		182,000	{ 諸給与へ流用減 70万円 消耗品費へ減 4万円 庁用諸費へ減 3万円 調査研究へ減 24万円 会報発行へ減 16万円 備品費へ減 25万円
翌年度へ繰越額	0	0	973,621		

2. 財産目録

昭和40年3月31日現在

2. 備品台帳総計額

公印, 書庫, 書棚, 謄写版, 石油ストーブ, 和文タイプライター, テープレコーダー, 謄写機, 宛名印刷機, 電話, 会議用机, ロッカー, 机, 椅子, 応接セット, 輪転謄写機, 掛時計等

1. 資金現在額

(1) 普通預金	473,621円
(2) 定期預金(50万円1口)	500,000円
合計	973,621円

合計 82件 910,828円

3. 昭和40年度歳入歳出予算

国立大学協会

科 目	歳入・歳出 見 込 額	摘 要
歳入の部	13,931,000	
1. 会 費	12,758,000	
2. 預 金 利 子	200,000	
3. 前 年 度 繰 越 額	973,000	
歳出の部	13,931,000	
A 事業費	5,528,000	
1. 総 会 費	1,000,000	総会2回分@30万円計60万円, 事務連絡会議2回分@20万円計40万円
2. 運 営 協 議 会 費	840,000	{ 7回分@7万円(資料・小委員会費及び専門委員会費を含む)計49万円ほかに資料印刷代等雑費15万円, 専門委員・臨時委員の旅費・謝金等20万円
3. 役 員 会 費	98,000	{ 役員会4回分@1万3千円計5万2千円, 常務理事会6回分@6千円計3万6千円, 雑費(資料その他)1万円
4. 委 員 会 費	690,000	{ 委員会費(専門委員会)50万円, 特会制度協議会費4回分@3万5千円計14万円, 雑費5万円
5. 会 報 発 行 費	800,000	会報年4回@20万円計80万円
6. 調 査 研 究 費	2,100,000	各委員会の資料購入・作成及び調査費(旅費・謝金)等
B 事務費	7,403,000	
1. 諸 給 与	4,792,000	{ 事務室(5人分)給与349万7千円, 分室(1人分)給与31万7千円, 新規採用(2人分)給与97万8千円
2. 備 品 費	400,000	事務室30万円, 分室10万円
3. 借 用 料	716,000	事務室20万6千円, 分室36万円, 総会委員会等会場借上料15万円
4. 消 耗 品 費	120,000	印刷用紙代, 事務用品費
5. 印 刷 費	40,000	通知文書及び事務関係印刷費
6. 通 信 費	282,000	{ 電信料6千円, 書類郵送料18万円, 電話料9万6千円(事務室月5千円年間6万円, 分室月3千円年間3万6千円)
7. 旅 費	300,000	都内・地方事務連絡旅費, 地方開催委員会事務旅費
8. 庁 用 諸 費	300,000	{ 新聞・雑誌購入費, 採暖用燃料費, 光熱水料その他雑費(事務室・分室)
9. 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	153,000	健康保険・厚生年金保険の事業主負担金
10. 退 職 給 与 引 当 金	300,000	
C 予 備 費	1,000,000	

C 調 査

昭和40年度国立学校予算小観

第48回国会（常会）成立佐藤内閣

（主として国立大学、同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐藤 憲 三

（前東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和40年度の予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第2回目である。国立学校特別会計法の下に運営された国立学校の経理上の結果の良否については、第1回目の昭和39年度の実績だけを見て論ずることは不可能であろう。然し1年を経た今日早くも昭和40年度から同会計法の一部について改正を必要とするに至った。改正の必要が生じたことは法が未熟のためではなく世相の変化影響によって国立大学の一つの大学が現在地より他箇所に移転すると言う事象が起った結果特別会計法の条文中の一部を改正せざるを得ないことになったのである。大学がより良い環境の地に移って教育研究上の効果を挙げることの必要さはひとしく世人の認めるところで論議の余地ないことであろう。而も人口過度の集中に対する対策としての大学移転という重要事項の実現化には種々な要因にはばまれて従来はなかなか實際化することが困難なことであった。然し特別会計法の設定によって比較的容易に実現化を導くに至ったことは否めない。特に重要な要素である予算上の問題が解決するに至ったことは特別会計法の効果が早急に現われたと言えるであろう。法改正の要因となった第1号は大阪大学がその所属する財産の一部を処分して他箇所に敷地を選定取得し新に校舎を新営して移転するの計画が昭和40年度予算に計上されたことによるものである。この1件によって国立学校特別計法附則に追加した条文は次の如くである。

昭和40年3月31日

法律第19号

◎国立学校特別会計法の一部を改正する法律

国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）の一部を次のように改正する。

附則中第9項以下を1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 この会計においては、第7条第1項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不用となる財産の処分収入をもって償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金を行うことができる。

附 則

この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

（参照）国立学校特別会計法 抄

第7条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

改正法律中に記された政令については本稿記述の時までには公布に至っていないので記載することができない。

国立学校特別会計法施行の効果の一つと見てよい今回の法改正の拡張は将来において同一事象を促進するに役立つことになるであろう。一般会計所属時代には大学移転について、また分散学部の統合整備という事象についても論議はされたが實際化ということには容易なことではなく甚だ縁の遠いものであった。今回は過密人口対策としての理

由に焦点を置いての予算化並び法律改正の措置であったが昭和39年度予算小観において筆者の私見として大学の借入金と病院施設費にのみ充当するのでなく、学部等に対する施設財源としても使用することができるよう拡張することが望ましいことであると述べた。今回の措置としても法の第7条を改正して将来を見透しての計らいになるものと考えられたが附則中に条文の追加をして極く限られた事項に制せられた。とは言え特別会計下におかれた大学の進展に寄与することは甚大なりと言えよう。が然し財政上の立法は大学の都合や教育行政上の都合の方に傾むかず飽迄も財政上の都合に力点があることは止むないことながら将来においてはもう少し考えを教育機関に力点を置きかえて立法すべきこととする特別会計法であることを望むことは不可であろうか、財務当局と文部当局の一考を煩わしいことは卑見であろうか。

国立学校の経理上の運営については特別会計法に従うものであるがこの法を十分に活用し時勢の進運と共に教育研究の効果のあがるように法改正を行うべきものと断ずるものであるが、如何がなものであろうか。

昭和39年12月18日の閣議は昭和40年度予算編成に関する決定を次のように厳しいものとしたのであったが国立学校予算においては相当大幅な予算に編成された。閣議決定は「昭和40年度の財政は（昭和40年度の経済見通しと経済運営の基本的態度）にのっとり、厳しい環境のもとで、通貨価値の維持と国際収支の均衡を確保しつつ、わが国経済の長期にわたる安定成長を図ることを主眼とし、人間尊重の理念に基づき、国民生活の向上とその環境の整備、低生産性部門の近代化等経済構造の是正、地域格差の解消、過密都市対策の促進等社会開発を推進する重要諸施策を積極的に展開することにより、社会、経済の各分野、各地域にわたり均衡のとれた発展開発を期することをもって基本とする。昭和40年度予算及び財政投融资計画は、この基本方針に基づき、限られた財源の範囲内において重要諸施策の着実な推進を図るため、1. 予算については、健全均衡財政を堅持することとし、不急経費を極力削減するとともに、新規の経費は特に重要かつ緊急なものに限定するこ

と等により、予算の合理化とその規模の圧縮を図り、2. 財政投融资については、民間資金の活用を図りつつ、その重点的、効率的運用に留意して、編成する。」蓋し国立学校予算が昭和40年度において相当増大したことは厳しい編成方針の中にも示された数々の事項要文中に該当するものを多く包蔵しておいたがためと思考される上に教育機関の重要性が尊重され投資額の増大となった結果と判断されるものである。

さて国立学校予算小観と題し調査したところについては、昭和32年度以来本会報に掲載した、すなわち

昭和32年度分会報12号 昭和33年度分会報14号
昭和34年度分会報16号 昭和35年度分会報18号
昭和36年度分会報20号 昭和37年度分会報22号
昭和38年度分会報23号 昭和39年度分会報25号

である。資料の一端ともなるので昭和40年度国立学校予算についても従来記載の分と同様の形態によって調査し、本稿を作成したものである。本稿中の数額などについては過年度における既記の分と同様に、総予算書、同参照書、国立学校特別会計歳入歳出予定計算書、同各目明細書並に文部省会計課予算班の編集になる予算事項別表、予算参照書、予算参考書などの資料を基とし調査し記したものである、けれども筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから、内容などについては聊か理解に欠くる点もあり多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和24年法律第150号）国立学校設置法施行令（昭和39年政令第43号）国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）一省令は昭和24年より施行されておったが昭和39年に至って全文改正された一国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）によって設置された国立大学73—学部の数265、教養部20、国立短期大学5、併設短期大学部21、大学附置研究所67、学部及び研究所附属の教育研究施設475—附属学校210（小学校73 中学校78 高等学校16盲学校1 聾学校1 養護学校6 幼稚園35）—大学附属病院29（学部附23研究所附6）—教育施設106 研究

施設 128 (学部所属94 研究所所属34), 大学院43 (研究科 132), 工業高等専門学校 43, 高等学校 8 (電波 3 商船 5), 国立工業教員養成所 9, 国立養護教諭養成所 2, 各種学校64 (病院附属一学校教育法第83条) その他大学学部専攻科, 別科の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和40年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも167,589,705千円である。歳入予算額中一般会計から繰入る金額は 135,600,273千円で特別会計歳入予算額の 80.29% 余に当り学校自体収入予算額は29,529,432千円で歳入予算額の 17.62% に相当する。これを昭和39年度一般会計繰入予算額 82.11% と比較すると1.82%を減少

し, 学校自体収入は昭和39年度 17.16% であるため0.43%の増加を示している。その他の収入予算中借入金は収入予算の2.08%で前年度に比し2.01%と大幅の伸びである。歳出予算額中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経費と目すべき人件的経費物件的経費医療関係費船舶運航費受託関係等の経費は 130,889,245 千円で歳出予算額の 78.1%に当り, その外臨時的経費すなわち資産財となるものである施設整備費特殊設備費の合計額は 3,622,171 万円で歳出総額予算の 21.61% に当り, 予備費及び他会計への繰入額 478,764 千円は 0.28%となっている。

◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

1. 歳入予算について

区 分	40年度予定額	39年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
歳 入			
一 般 会 計 繰 入 金	134,560,273	115,716,965	18,843,308
借 入 金	3,500,000	1,000,000	2,500,000
附 属 病 院 等 収 入 金	21,725,243	17,547,283	4,177,960
授 業 料 及 入 学 検 定 料	3,743,038	3,195,604	547,434
学 校 財 産 処 分 収 入	1,700,000	1,500,000	200,000
雑 収 入	2,161,151	1,840,173	320,978
予 備 収 入	200,000	0	200,000
歳 入 合 計	167,589,705	140,800,025	26,789,680

前表歳入予定額において前年度予算に比し増加した金額の中特色と目されるものは, 借入金が25億円増額された点である。特別会計制度実施第1年の昭和39年度は病院施設財源として10億円の借入金予算を計上されたが昭和40年度予算はさらに5億円の増加を行い病院施設整備の促進を図ったことである。又前に述べたとおり過密人口対策上の第1号として大阪大学が新に用地を取得して移転するためその用地取得の財源として20億円の借入金の増加を計上した点である。此の償還は勿論現在大阪大学が所有する財産の処分収入を充当するものであって財産処分に至るまでの借入金となるものである。借入金制度の拡張を企図したものはあるが償還引当財源の確実性のある事項に限るということは蓋し当然のことながら法の附則中に一項を挿入することなく寧ろ第7条に幅広

く解釈のできるような条文改正に進められてこそ特別会計たるの特色が出て来るのではなかったであろうか。特殊事象を捉えての立法であり臨時的性質を帯びるものであるので附則の一部に条文の新設を行ったであろうか将来全く別の事象によって借入金の増加を必要とする場合が生じたときにはまた法の改正を必要とするであろう。特別会計法を施行した以上は将来の見透しをたて法改正の起らないようにすることが望ましいことではなかろうかたまたま大阪大学移転の予算化を機として深く検討の結果法改正を行ったとは思ふものの狭い範囲の改正に終わったことは如何にももの足りなさを感ずるものである。筆者の謬見とも思わぬ。償還については財産処分収入を主としてこの会計の負担において償還するのであるが財産処分には相当種々困難な要素を保有するため早急には

実際化されない、のみならず予定通の処分収入がない場合はこの会計全体の負担で償還することであるから全体の歳出財源に影響を及ぼす結果になる。国立学校特別会計の財源は一般会計から80%以上を繰入れておるので学校自体収入を充当するが如きことにはならない。斯る場合は如何なる方法を講ずるものであろうか。結局は政府支出金の導入と言うことであろう。特別会計であるための

剰余金を殊更に生むような歳出予算の施行の制限の如き現象を起さないように運営して欲しいものである。自然に剰余金が生じ積立金が増強されることは、国立学校財政の強固な地盤の形成に役立つことになるので望ましいことである。借入金には飽きも事業促進の便法に過ぎないから借入金の乱用は慎しむべきであろう。

2. 歳出予算について

区 分	40年度予定額	39年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
国 立 学 校	88,253,388	78,027,064	10,226,324
大 学 附 属 病 院	25,750,918	21,894,524	3,856,394
大 学 附 置 研 究 所	12,916,277	10,186,435	2,729,842
施 設 整 備 費	35,200,000	26,567,576	8,632,424
国債整理基金特別会計へ繰入	178,750	32,500	146,250
予 備 費	300,000	100,000	200,000
国家公務員共済組合負担金	4,961,812	3,989,926	971,886
下水道受益者負担金	24,362	0	24,362
賠償償還及払戻金	2,000	2,000	0
国有特許発明補償費	2,198	0	2,198
(A)歳 出 合 計	167,587,705	140,800,025	26,789,680

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係ある予算である。

区 分	40年度予定額	39年度予算額	比較の差増△減
	千円	千円	千円
文 部 本 省			
内地研究員費	20,618	20,618	0
外国人留学生給与等	265,273	204,877	60,396
科 学 振 興 費			
科学研究補助金等	3,411,700	2,916,790	494,910
在外研究員派遣旅費	307,443	249,553	57,890
育英及学徒援護事業費	9,074,660	8,932,060	142,600
(B) 計	13,079,694	12,323,898	755,796
(C)国立学校関係歳出予算の計			
(A)と(B)の計	180,667,399	153,123,923	27,545,476
(D)文 部 省 所 管 全 予 算	446,988,518	405,522,747	41,465,771
(E)一 般 会 計 総 予 算	3,658,080,318	3,255,438,310	402,642,008
A/D(文部省所管予算と国立学校 予算との比)	37.336%	36.092%	
C/D(同上と国立学校関係予算と の比)	40.419	39.269	
A/E(総予算と国立学校予算との 比)	4.581	4.325	
C/E(総予算と国立学校関係予算 との比)	4.939	4.585	
D/E(総予算と文部省所管予算と の比)	12.219	11.703	

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等に直接に又は稍間接的に使用されるものである。大学及び学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における167,589,705千円であって文部省管全予算一般会計計上額(D)に示す446,988,518千円の37.336%に当り一般会計総算(E)に示す3,658,080,318千円の4.581%に相当する。また国立学校関係予算(C)に示す180,667,399千円は(D)の40.419%に当り(E)の4.939%に相当する。前年度予算に比し何れも僅かながら伸率を示している。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費と目される組織別の国立学校、大学病院、研究所を通じ前年度予算に比し16,839,120千円の増加である。この増加額は学部の創設、学科の新設、工業高等専門学校の増置、附置研究所の新設、学部学科の新設、養護教諭養成所の創設等諸般の新規事項、若しくは学年進行、病院における診療科の新設等に因由するものである。施設整備費においては前年度予算に比し8,632,424千円の増加を示している。この増加額は学部、学科の新設、学生増募、学校の増設、大学病院の改増築、研究所置物の新営等総合計画に従って必要とする諸建物の新築、校舎用地の取得等に要するものである。経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うものの外所謂標準予算において積算単位の改訂等によるものが含んでいる。その主たるものには既に数年に亘って実施されている教官当校費単位の10%増、学生当校費単位の10%増、教官研究旅費において8%増、その他単價格差の是正などによる増加である。このように単位上昇の確立と強化については文部大蔵両省の協議によって年々持続され今日に至ったのであるが研究教育費の水準を引上げるの一途につける措置と思考される。経常的経費の基準増加は大学を運営するもの、研究教育に従事するもの立場からすれば相当潤いを与えられるものとして歓迎されるに至ったのである。が一方では当時の水準にまで達するには未だ遠しとの声なきにしもあらずである。国全体の予算の膨脹と教育投資の重要性の認識の余沢で増加の傾向が生じ

ているという考えも起るであろうが左様なことでなく当協会の年々に亘る要望と文部大蔵両省当局の深い理解と熱意の現れによるものと敬意を表すべきではあるまいか、大学学校等における日々の経済生活の基幹をなしている大学学校固有の経常的経費である教育研究管理に要する費用は學術の進歩発達に従って当然に逐年増加を必要とするものである、言うまでもなくこれが拡充強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものである。無限に発達する學術研究に即応するためには研究者に後顧の憂なからしむると言う程の基準予算単位の増率を図るべきであろう。産業投資の如く比較的効果の表われが早いものと異なり教育研究の成果は将来に期待するもので、国づくりは人づくりにあり、人づくりは教育にあると言う極めて当り前の事業投資は極めて重要であると繰返し言われて居ることである。国立学校の予算の増強には更に一段と工夫をこらし水準を昂めることが必要であろう。

前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、内地研究員に関する旅費、外国人留学生の給与、来航帰国に要する旅費、国内研究旅費は何れも国立大学に深い関係をもつものである。科学振興に関するものとしては科学研究補助金(前年度迄は科学研究交付金といった)科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、在外研究員派遣に必要な旅費がある。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費がある。これ等の経費は大学、学校における教育研究に関連して使用されるものであるけれども国立学校においてのみ使用されるものでなく、公立、私立の大学、学校その他の機関においても使用されるものであるが前記予算のおよそ80%に相当する大部分の予算が国立大学の関係に廻るものである。

大学学校の予算は科学技術教育の振興という命題によって過去5箇年度に亘って累増したのであるが此の間における増加は主として理工系を主軸としたものであった。人文科学系統に対しては比較的薄い取扱いがなされておったことは齊しく世人の認めるところと言っても過言ではあるまい、今年度においては相当広範囲に至って此の点の改

善が施されていることが予算上に表われている。搦て加えて大学生急増対策の一端も今年度予算に表われている。41年度予算においては更に強化され理工系人文系等両者同一の基盤によって益々拡充強化されるであろうが、飽迄も基礎予算を確実にして教育研究に支障ないようにすべきであろう。科学技術教育振興という限られた事項も既に限界に達したものと観測される今日焦眉の問題は大学生急増対策でありやがては急減するであろう対策であろうから、その基本である予算措置は十分に検討して情勢によって予算基礎が崩壊されぬようにせねばなるまい、大学における施設整備費についても大幅に増額され文部省教育施設部の計画である暫定3カ年計画年次割について本会報第27号に記載されたのであるが、明治大正時代に建設された多くの老朽化した施設も内容も近代化するには未だ遠いことのようなのである。施設整備費予算は352億円と飛躍的に増大したものであるけれども、概ね新規事項によるためのものが大部分であり改造改築的のものについては前述のとおりなお薄い取扱いがなされていることである。この点についてはさらに積極果敢に繰返し要望し実現に努力すべきことを必要とするであろう。

おもうに昭和40年度一般会計国家予算は前表に掲記したように365,808,000余万円の巨額に達し、文部省所管予算も特別会計予算を合せ48,001,700余万円となって前年度予算に比して4,941,200余万円の増嵩である。(特別会計に繰入る一般会計予算額を差引純計予算である。)これはわが国経済の成長発展に基因し、国民所得の増大に影響した結果によるものと考えられるが、教育関係費においてかつてない膨張をもたらしたことは、政府が教育投資を重要視した基本が文教予算の大幅な拡大増加となったのであろう。

学部の新設、学科の新設、学校の新設等新規事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されたが大学における既設のものに対する教育研究のための内容充実改善に対しては基準予算の単価の漸増もあるが未だ十分なことでないといえよう。今後共我国発展の基盤をなす教育研究のための投資は一段と強化すべきことであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和40年度歳出予算の組織別区分に従って人的経費、物件的経費を主軸とし、新規に増加したものに付き大別すれば次表のごとき結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳 (単位 千円)

区 分	比率	総 額	組 織 区 分							
			比率	国立学校	比率	大学附属 病 院	比率	附 置 研 究 所	比率	共 通
昭和40年度予算額	100	167,589,705	100	88,279,948	100	25,750,918	100	12,916,277	100	40,642,462
内 訳	%		%		%		%		%	
人 件 的 経 費	40.299	67,537,552	60.983	53,835,500	35.659	9,182,382	34.992	4,519,670	—	0
俸 給 手 当 な ど	39.497	66,193,448	59.756	52,752,224	35.445	9,127,285	33.399	4,313,939	—	0
旅 費	0.802	1,344,104	1.227	1,083,276	0.214	55,097	1.593	205,731	—	0
物 件 的 経 費	26.303	44,081,641	37.948	33,500,504	14.614	3,763,315	52.785	6,817,822	—	0
校 費	23.857	39,981,712	33.781	29,821,916	13.197	3,398,339	52.348	6,761,457	—	0
校 費					11.289	2,907,046			—	0
光 熱 水 料					1.908	491,293			—	0
土地建物維持修繕新	2.446	4,099,929	4.167	3,678,588	1.417	364,976	0.437	56,365	—	0
営 其 他	0.893	1,497,208	1.065	940,133	—	0	4.313	557,075	—	0
船 舶 関 係 費	0.487	817,297	0.439	385,412	—	0	3.344	431,885	—	0
受 託 研 究 費	0.107	179,067	0.061	53,877	—	0	0.969	125,190	—	0
受 託 研 究 員 費	0.027	44,844	0.051	44,844	—	0		0	—	0
奨 学 交 付 金	0.272	456,000	0.516	456,000	—	0		0	—	0
医 療 関 係 費	7.641	12,805,221	—	—	0.497	12,805,221		0	—	0

区 分	比率	総 額	組 織 区 分							
			比率	国立学校	比率	大学附属 病 院	比率	附 置 研 究 所	比率	共 通
国家公務員共済組合負担金	2.961	4,961,812	%	0	%	0	%	0	12.208	4,961,812
日本学校安全掛金交付金	0.002	3,811	0.004	3,811	—	0	—	0	—	0
特殊設備費	0.610	1,021,710	—	0	—	0	7.910	1,021,710	—	0
施設整備費	21.004	35,200,000	—	0	—	0	—	0	86.609	35,200,000
賠償償還及払戻金	0.001	2,000	—	0	—	0	—	0	0.005	2,000
国債整理基金特別会計へ繰入	0.107	178,750	—	0	—	0	—	0	0.440	178,750
予備費	0.179	300,000	—	0	—	0	—	0	0.738	300,000

前表国立学校特別会計歳出予算科目別内訳と昭和39年度分国立学校運営費科目別内訳表（会報第25号所載）との比較の結果は後段本稿所載25～29頁に記載した。

前表に記載した歳出予算は大学をはじめ大学附属の諸機関、高等専門学校（工業）高等学校（電波、商船）国立工業教員養成所、国立養護教諭養

成所に所属する職員定員91,276人、学生生徒総数377,211人に対する教育、研究の活動ならびに大学、学校、病院、研究所などの管理運営に必要な経費として昭和40年度中に使用するものである。

職員の職種別定員表、等級別定員表は次のとおりで、学生生徒の種別は次表に掲出した。

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適 用 俸 給 表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
行 政 職	42,054	32,442	6,288	3,324	1・2適用
事 務 局 長	73	73	0	0	
部 長	68	68	0	0	
事 務 部 長	21	0	21	0	
高 専 部 長	13	13	0	0	
次 長	25	25	0	0	
課 長	495	453	42	0	
事 務 長	529	445	17	67	
課 長 補 佐	562	489	54	19	
係 長	3,771	3,375	219	177	
技 術 職 員	4,621	3,115	213	1,293	
図 書 館 職 員	1,601	1,474	68	59	
一 般 職 員	16,301	13,485	2,033	783	
技 能 労 務 職 員	13,974	9,427	3,621	926	
海 事 職					
船 舶 職 員	311	287	0	24	1・2適用
指 定 職	179	179	0	0	
学 長	77	77	0	0	
教 授	102	102	0	0	
教 育 職	40,050	34,260	2,626	3,164	1・2・3・4適用
学 長	1	1	0	0	
所 長	13	13	0	0	

職 種 区 分	總 定 員	組 織 区 分			適 用 俸 給 表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
教 授	9,466	8,846	0	620	2・3適用
助 教 授	10,284	9,579	68	637	
講 師	1,512	920	522	70	
助 手	11,553	8,198	1,808	1,547	
教 務 職 員	1,740	1,377	73	290	
校 長	8	8	0	0	
教 諭	3,845	3,845	0	0	
養 護 教 諭	120	120	0	0	
実 習 助 手	35	35	0	0	
各 種 学 校 講 師	155	0	155	0	
高 専 校 長	43	43	0	0	
高 専 教 授	384	384	0	0	
高 専 助 教 授	382	382	0	0	
高 専 講 師	282	282	0	0	
高 専 助 手	227	227	0	0	
医 療 職 員	8,682	403	8,226	53	
医 療 技 術 員	820	60	731	29	
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	331	32	279	20	
栄 養 士	202	111	91	0	
薬 剂 部 長	35	0	35	0	
薬 剂 主 任	123	0	123	0	
薬 剂 師	311	0	311	0	
歯 科 衛 生 師	4	0	4	0	
総 婦 長	37	0	37	0	
婦 長	936	0	936	0	
看 護 婦	5,883	200	5,679	4	
合 計	91,276	67,571	17,140	6,565	

II 等級別定員表

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	總 定 員	
行 政 職	32,442	6,288	3,324	42,054	事務局長 事務局長，病院事務部長，部長（庶務，經理）次長（学生部） 高専部長，課長，事務長 課長，事務長，課長補佐，技術職員，図書館職員 課長補佐，係長，技術職員，図書館職員 係長，技術職員，図書館職員，一般職員 技術職員，図書館職員，一般職員 同上 技能労務職員
(-)適 用	23,015	2,667	2,398	28,080	
一 等	18	0	0	18	
二 等	228	22	13	263	
三 等	161	10	10	181	
四 等	1,191	114	70	1,375	
五 等	3,427	227	267	3,921	
六 等	4,734	511	357	5,602	
七 等	6,439	885	686	8,010	
八 等	6,817	898	995	8,710	
(-)適 用	9,427	3,621	926	13,974	
一 等	74	16	34	124	

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附属 病 院	附 置 研 究 所	総 定 員	
二 等	818	291	92	1,201	同 上
三 等	3,794	844	107	4,745	同 上
四 等	3,260	1,485	319	5,064	同 上
五 等	1,481	985	374	2,840	同 上
海 事 職	287	0	24	311	
(一)適 用	100	0	11	111	
一 等	8	0	1	9	大型船舶職員
二 等	28	0	2	30	大型中型甲乙, 船舶職員
三 等	39	0	3	42	同 上
四 等	24	0	5	29	同 上
五 等	1	0	0	1	中型乙船舶職員
(二)適 用	187	0	13	200	
一 等	14	0	0	14	大型中型甲乙船舶職員
二 等	32	0	0	32	大型中型船舶職員
三 等	70	0	3	73	同 上
四 等	71	0	7	78	同 上
五 等	0	0	3	3	中型甲船舶職員
指 定 職	179	0	0	179	学長, 教授
教 育 職	34,260	2,626		40,550	
(一)適 用	28,934	2,471	3,164	34,569	
一 等	8,860	0	620	9,480	学長, 所長, 教授
二 等	9,579	68	637	10,284	助教授
三 等	920	522	70	1,512	講 師
四 等	8,198	1,808	1,547	11,553	助 手
五 等	1,377	73	290	1,740	教務職員
(二)適 用	1,033	155	0	1,188	
一 等	29	0	0	29	校 長, 教諭
二 等	949	155	0	1,104	教諭, 各種学校講師
三 等	55	0	0	55	教諭, 実習助手
(三)適 用	2,975	0	0	2,975	
一 等	195	0	0	195	教 諭
二 等	2,780	0	0	2,780	教 諭
(四)適 用	1,318	0	0	1,318	
一 等	43	0	0	43	校 長 (高専)
二 等	384	0	0	384	教 授 (")
三 等	382	0	0	382	助教授 (")
四 等	282	0	0	282	講 師 (")
五 等	227	0	0	227	助 手 (")
医 療 職	403	8,226	53	8,682	
(二)適 用	203	1,574	49	1,826	
一 等	0	16	0	16	薬剂部長
二 等	0	78	0	78	薬剂部長, 薬剂主任
三 等	17	471	5	493	医療技術員, 診療エックス線技師, 栄養士, 薬剂主任
四 等	117	442	27	586	医療技術員, 診療エックス線技師, 栄養士, 薬剂師
五 等	69	501	11	581	医療技術員, 診療エックス線技師

等級	組織区分				適用職種
	国立学校	大学附属病院	附属研究所	総定員	
六等	0	66	6	72	医療技術員，歯科衛生師
(三)適用	200	6,652	4	6,856	
一等	0	37	0	37	総婦長
二等	28	864	0	892	婦長，看護婦
三等	163	5,051	2	5,216	婦長，看護婦
四等	9	700	2	711	看護婦
合計	67,571	17,140	6,565	91,276	

◎学生，生徒定数表（予算人員）

区分	総数	組織区分		
		国立学校	大学附属病院	附置研究所
39年度予算総数				
大学院学生	20,081	18,828	0	1,253
大学専攻科学生	1,867	1,867	0	0
学部学生	214,524	214,524	0	0
外国人留学生	532	532	0	0
沖繩学生	439	439	0	0
工業教員養成所学生	2,640	2,640	0	0
看護教諭養成所学生	80	80	0	0
短期大学学生	7,730	7,730	0	0
独立短大	1,000	1,000	0	0
併設短大	6,730	6,730	0	0
高等専門学校学生	14,760	14,760	0	0
大学別科学生	760	760	0	0
高等学校専攻科等学生	870	870	0	0
高等学校（電波高船）学生	2,040	2,040	0	0
附属学校生徒	95,355	95,355	0	0
盲学校	390	390	0	0
聾学校	460	460	0	0
養護学校	790	790	0	0
高等学校	8,260	8,260	0	0
中学校	36,915	36,915	0	0
小学校	45,075	45,075	0	0
幼稚園	3,465	3,465	0	0
各種学校	6,005	140	5,865	0
特殊教科教員養成課程	140	140		
衛生検査技師学校	400	0	400	0
歯科衛生師学校	30	0	30	0
歯科技工士学校	105	0	105	0
診療エックス線技師学校	400	0	400	0
看護学校	4,530	0	4,530	0
助産婦学校	360		360	0
保健婦学校	20		20	0

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所
歯 科 技 工 士 実 習 科	20	0	20	0
研 究 生 等	9,528	1,976	7,054	498
合 計	377,211	362,541	12,919	1,751

前年度予算に比し昭和40年度歳出予算において増加したところのおもなものは大要につき既に前述したところである。各組織において人件的経費につき新規事項による教官の増員、その他の職員の増員のため俸給手当など、旅費の増加を合せ国立学校において576,455千円、大学病院において671,372千円、附置研究所において492,084千円合計5,739,911千円の増加を示している。また物件的経費については教官当校費積算単価10%増加、学生当校費積算単価10%増加、新規事項としての校費の増加(学部の創設、学科新設、学校の新設増置、大学院の増置、講座の新設整備、附置研究所の新設、部門の増設整備、病院における診療科

の増設、病院中央診療機関の設置、病床の増加、学年進行による校費の増加、教育研究用設備の充実、これらに附随する土地建物の維持修繕、各所新営費の増加を合せ国立学校において5,417,144千円、大学病院において579,928千円、附置研究所において1,737,545千円、合計7,734,617千円、大学病院医療関係費において2,605,094千円、研究所特殊設備費において60,737千円、施設整備費において8,632,424千円、共済組合負担金971,886千円、予備費2億円、他の特別会計への繰入金14,625万円等総計2,678,968万円の増加を示すに至った。この増加額の概要に関し、組織別に示すと次のようになっている。

昭和40年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	40年度予算	39年度予算	増 加 額	組 織 別 増 加 額			
				国立学校	大学附属病院	附置研究所	共 通
歳 出 総 額	167,589,705	140,800,025	26,789,680	10,252,884	3,856,394	2,729,842	9,950,560
人 件 的 経 費	67,537,552	61,797,641	5,739,911	4,576,455	671,372	492,084	0
物 件 的 経 費	44,081,641	36,347,024	7,734,617	5,417,144	579,928	1,737,545	0
そ の 他	1,497,208	798,732	698,476	259,000	0	439,476	0
医 療 関 係 費	12,805,221	10,200,127	2,605,094	0	2,605,094	0	0
特 殊 設 備 費	1,021,710	960,973	60,737	0	0	60,737	0
施 設 整 備 費	35,200,000	26,567,576	8,632,424	0	0	0	8,632,424
日本学校安全会共済掛金交付金	3,811	3,526	285	285	0	0	0
国家公務員共済組合費負担金	4,961,812	3,989,926	971,886	0	0	0	971,886
国債整理基金特別会計へ繰入	178,750	32,500	146,250	0	0	0	146,250
賠 償 償 還 及 払 戻 金	2,000	2,000	0	0	0	0	0
予 備 費	300,000	100,000	200,000	0	0	0	200,000

I 国立学校の分

区 分	増加額	増加額概要	40年度予算	39年度予算
国立学校	10,252,884	大学院, 学部, 短期大学, 題等専門学校, 附属学校, 工業教員養成所, 養護教諭養成所, その他教育研究施設等に関する予算の増加である。	88,279,948	78,027,064
1. 人件的経費	4,576,455	職員の増加による俸給, 諸手当, 旅費などの増加額予算である。	53,835,500	49,259,045
(1) 俸給手当など	4,405,702	<p>学年進行及び新規事項による職員の増加によるものである。増加概要次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の創設(宮城教育大学)一東北大学教育学部の一部を転換創設 2. 学部の創設及び文理学部の改組, 薬学部 1 (北海道) 歯学部 3 (東北, 新潟, 広島) 工学部 1 (鳥取) 農学部 1 (島根) 一島根県立農科大学移管, 外国語学部第二部(大阪外国語) 法文学部第二部(岡山)の創設。文理学部 4 (弘前, 埼玉, 静岡, 鹿児島)の改組により理学部 3 (弘前, 静岡, 鹿児島) 理工学部 1 (埼玉) 人文学部 2 (弘前, 静岡) 法文学部 1 (鹿児島) 経済学部 1 (埼玉) 教養学部 1 (埼玉)を設置。 3. 学部の学科新設及び拡充改組, 理工系 9 農科系 12, 歯科系 4, 人文系 17 の新設, 文理学部の改組により人文系 11, 理工系 21 の設置, その他拡充改組, 理工系 4, 農科系 2, 人文系 5 4. 学生の増募医学系 260 人, 社会学系 215 人 その他大学院専攻課程学生増 5. 大学院設置(修士課程)=(室蘭工業, 秋田, 東京農工, 電気通信, 福井, 山梨, 京都工芸繊維, 九州工業)の 8 大学, 及び専攻課程の増置 6. 短期大学の学科新設理工系 9 7. 養護教諭養成所の新設 2) 北海道学芸, 岡山) = 国立養護教諭養成所設置法(昭和 44 年 3 月法律 16 号によるもの) 8. 特別教科教員養成課程の増置 18 (養護) 9. 附属学校の充実, 高等学校 1 増置(京都市芸及び小, 中学校学級の増加 10. 既設学科の学年進行 11. 工業高等専門学校の増設 7 (釧路, 小山 東京, 石川, 福井, 舞鶴, 北九州) 12. 教育研究施設の新設, 整備 13. 大学院研究科担当教官の俸給調整による増加 14. 非常勤講師手当単価の増 	52,752,224	48,346,522

区 分	増加額	増 加 額 概 要	40年度予算	39年度予算
(2) 旅 費	170,753	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴うもの及び教育研究旅費単価に対し8%増	1,083,276	912,523
2. 物 件 的 経 費	5,417,144	人件的経費において記述した増加概要事項による増加、及び基準予算の是正による増加によるものである。	33,500,504	28,083,360
(3) 校 費	4,888,582	1. 教官当校費積算単価10%増 2. 学生当校費積算単価10%増 3. 学生補導関係費 4. 新規事項に伴う教育、研究費、管理的経費の増 5. 農場、演習林等の運営費の増 6. 臨時事業運営費の増 7. 庁費単価改訂による増 8. 職員厚生費単価改訂による増	29,821,916	24,933,334
(4) 光 熱 水 料	—	管理的の分及び研究用の光熱水料は校費中に包含された。	—	—
(5) 不動産維持修繕新営	528,562	1. 各所修繕費単価の改訂増 2. アイソトープ放射線防護施設新営増	3,678,588	3,150,026
3. そ の 他	259,000		940,133	681,133
(6) 実習船関係費	85,132		385,412	300,280
		運 航 費 9,737	194,654	184,917
		食 糧 費 △41	17,456	17,497
		建 造 費 41,250	93,750	52,500
		整 備 費 34,186	79,552	45,366
(7) 受託研究費	20,044		53,877	33,833
(8) 受託研究員費	3,824		44,844	41,020
(9) 奨学交付金	150,000		456,000	306,000
4. 日本学校安全会費負担金	285		3,811	3,526
5. 下水道受益者負担金	24,362	新に予算されたものである	24,362	0
6. 国有特許発明補償費	2,198	従来は特許庁予算に計上されていたものである	2,198	0

II 大学附属病院の分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	40年度予算	39年度予算
附 属 病 院	3,856,394	大学医学部及び歯学部の附属病院23及び附置研究所附属病院6の運営に関する予算の増加である	25,750,918	21,894,524
1. 人 件 的 経 費	671,372	診療科の新設、病床の増加、各種学校（助産婦、衛生検査技師、診療エックス線技師）の増設、中央検査部、手術部、放射線部、材料部、カルテ室の増置、救急部の設置に伴う職員の増員による増加予算である。	9,182,382	8,511,010
(1) 俸給手当など	663,552	職員増員に伴う俸給及び手当の増加、俸給の是正による増加	9,127,285	8,463,733

区 分	増加額	増加額概要	40年度予算	39年度予算
(2) 旅 費	7,820	前項に記載した事項に基く職員の増員に伴うもの及び教官旅費単価に対し8%増	55,097	47,277
2. 物件的経費	579,928	人件的経費において述べた事項に伴う増加及び基準予算の増加によるものである。	3,763,315	3,183,387
(3) 校 費	462,339	1. 教官当校費積算単価10%増 2. 管理運営費の増加 3. 診療管理経費の増加 4. 学術研究に要する経費の増加 5. 一般設備の充実による増加	2,907,046	2,444,707
(4) 光熱水料	54,209	積算量	491,293	437,084
(5) 不動産維持修繕新営	63,380	各所修繕費単価増及各所新営	364,976	301,596
3. 医療関係費	2,605,094	診療科の増置, 病床数の増加, 学用患者修繕費等の増加によるもの	12,805,221	10,200,127
		医 療 費	2,127,987	9,651,750
		患者用品費	18,069	55,243
		医 療 機 器	142,427	1,109,298
		学用患者費	141,507	680,103
		患者食糧費	115,377	1,198,611
		生徒食糧費	9,242	110,216
				7,523,763
				37,174
				966,871
				538,596
				1,083,234
				100,974

III 附置研究所の分

区 分	増加額	増加額概要	40年度予算	39年度予算
附 置 研 究 所	2,729,842	大学附置研究所67の運営に関する予算の増加である。	12,916,277	10,186,435
1. 人件的経費	492,084	電子工学研究所(静岡大学)創設及び既設研究所における研究部門の増加及び整備, 附属研究施設の新設に伴う職員の増加による予算の増加である	4,519,670	4,027,586
(1) 俸給手当など	456,984	1. 研究所の整備充実(海洋2部門, 宇宙航空4部門, アジア, アフリカ言語文化1部門, 数理解析2部門) 2. 電子工学研究所創設6部門(国立学校の組織より移替の上部門を設置) 3. 部門増設(特設7部門, 一般部門一理工系7, 医科系2, 社会科学系1, 計10部門) 4. 不完全部門整備9(理工系6, 医科系2, 人文系1)部門 5. 附属研究施設新設8(理工系6, 医科1・文系1)整備4(理工系2, 経済学系2)の増加に伴う職員の俸給手当の増	4,313,939	3,856,955
(2) 旅 費	35,100	前項に記載した職員の増員に伴うもの及び教官旅費単価8%の増加による。	205,731	170,631
2. 物件的経費	1,737,545	人件的経費に記述した事項と同様の内容による増加予算である。	6,817,822	5,080,277

区 分	増加額	増加額概要	40年度予算	39年度予算
(3) 校 費	1,737,067	1. 教官当校費積算単価10%増 2. 研究所整備充実 3. 電子工学研究所創設 4. 部門増設, 整備 5. 附属研究施設新設整備	6,761,457	5,024,390
(4) 光 熱 水 料	—	管理的面の光熱水料研究面の文当校費に包括された	—	—
(5) 不動産維持新営	478	各所新営の増加	56,365	55,887
3. そ の 他	439,476		557,075	117,599
(6) 研究船関係費	416,213	海洋研究所研究船に関する増加 運航費 建造費 新に3,200 屯の建造に要する本年度分の増加で債務負担行為額は1,650,000千円である。	431,885 19,385 412,500	15,672 15,672 0
(7) 受託研究費	23,263		125,190	101,927
4. 特殊設備費	60,737		1,021,710	960,973

IV 各組織に共通する部分

区 分	増加額	増加額概要	40年度予算	39年度予算
施設整備費	8,632,424		35,200,000	26,567,576
学生増募施設	2,593,137	学科新設, 高等専門学校新設, 研究所新設系に対するものの増加	10,251,181	7,658,044
既設学部施設	1,475,729	理科系学部, 附属学校, 寄宿舎, 構内環境整備等に関するものの増	15,671,149	14,195,420
病院施設	1,762,537	病院の改築増築による増加	5,309,197	3,546,660
不動産購入費	2,700,426	土地建物取得による増加	3,488,000	787,574
事務費	88,595	施設運営に要する増加	468,473	379,878
国債整理基金特別会計へ繰入	146,250		178,750	32,500
国家公務員共済組合負担金	971,886	職員の増加による負担金の増加	4,961,812	3,989,926
賠償償還及払戻金	0		2,000	2,000
予備費	200,000		300,000	100,000
合 計	9,950,560		40,642,562	30,692,002

次に最近10カ年度間における国立学校予算を展望すると次表に示すように数額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校の血となり肉となって運営上に与えた影響が大きく所謂学術教育が発展進歩した姿であることも判断することがで

きる。国立学校運営費における最近10カ年度百分比につき、総額及び組織別に昭和31年度から昭和40年度に亘り人件的経費物件的経費を主体として続いて掲記する。

◎ 国立学校関係歳

区 分	特 別 会 計		一	
	40 年 度	39 年 度	38 年 度	37 年 度
国立大学及び学校	88,281,948	82,018,990	66,872,433	56,862,656
大学附属病院	25,750,918	21,894,524	17,768,778	15,496,030
大学附置研究所	12,916,277	10,186,435	8,601,334	6,627,537
施設整備費	35,200,000	26,567,576	18,972,685	13,209,414
国債整理基金特別会計へ繰入	178,750	32,500	—	—
予備費	300,000	100,000	—	—
国立学校職員共済組合負担金	4,961,812	3,989,926	2,888,340	2,471,227
小計	167,589,705	140,800,025	115,103,570	94,666,864
科学研究費	3,411,700	2,916,970	2,757,000	2,507,000
在外研究員旅費	307,443	249,553	210,260	191,000
内地研究員旅費	20,618	20,618	20,618	18,916
外国人留学生費	206,870	204,877	113,253	103,709
沖繩留学生費				33,750
育英及び学徒援護関係	9,074,660	8,932,060	8,137,480	6,440,929
小(一般会計)計	13,021,291	12,323,898	11,238,611	9,295,304
合計	180,610,996	153,123,923	126,342,181	103,962,168
文部省所管全予算	581,548,791	405,522,747	360,479,723	298,523,311
一般会計総予算	3,658,080,318	3,255,438,310	2,974,195,117	2,480,959,228

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費 経費の10カ年度における歩みにつき百分比をもって示すと次のような数値を得た。
 中人件的、物件的、医療関係、特殊設備に要する

◎国立学校運営費10カ年度百分比(総数)

40、39年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等を除き比を採った。

区 分	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	53.203	54.44	55.60	57.68	60.2	61.4	62.8	65.2	66.0	66.0
俸給手当など	52.145	53.43	54.55	56.54	59.0	60.3	61.7	64.1	64.9	64.9
旅 費	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物 件 的 経 費	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7	23.9	24.2
校 舎 建 物 維 持 修 繕	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3	20.3	20.4
土地建物維持修繕 及新営費	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4	3.6	3.6
医 療 関 係 費	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7	8.2
そ の 他	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6	0.7
特 殊 設 備 費	0.805	0.92	1.21	0.84	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9

出 予 算 10 力 年 度 表

(単位 千円)

般		会		計	
36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138	26,934,769	24,472,735
12,902,948	10,299,020	8,520,740	7,756,565	7,199,242	6,302,012
5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040	2,799,992	2,578,107
7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349	2,994,395	2,269,735
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420	723,852	701,148
73,796,660	58,810,789	49,335,086	44,035,512	40,652,250	36,323,737
2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,040	1,222,000	1,152,000
191,000	160,000	160,000	110,000	100,000	70,000
18,101	6,062	6,062	6,380	6,715	6,383
76,620	56,020	50,500	39,600	24,000	0
29,705	21,151	18,582	17,805	15,666	0
5,466,897	4,798,490	4,624,606	4,445,254	4,297,736	4,271,478
7,976,323	6,861,129	6,405,794	6,061,079	5,666,117	5,499,861
81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591	46,318,367	41,823,598
241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275	145,765,627	130,534,838
1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502	1,137,464,880	1,034,694,520

補正予算が成立したものについては、それを合算し掲記したことによるものである。

◎各組織別運営費10力年度百分比

(1) 大学学校分

区 分	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	60.985	61.40	61.82	64.37	67.7	68.5	69.9	71.7	72.9	72.8
俸 給 手 当 な ど	59.758	60.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5	71.6	71.5
旅 費	1.227	1.22	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3
物 件 的 経 費	37.950	37.70	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4	26.3	26.3
校 費	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.2	22.0	21.8
土地建物維持修繕 及新営費	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2	4.3	4.5
そ の 他	1.065	0.90	1.27	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9	0.8	0.9

(2) 大学附属病院の分

区 分	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	35.659	37.60	40.44	39.91	40.3	43.0	44.1	46.5	46.0	46.5
俸 給 手 当 な ど	35.445	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3	45.8	46.2
旅 費	0.214	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
物 件 的 経 費	14.614	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7	9.6	10.1
校 費	13.197	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3	8.0	8.3
土地建物維持修繕 及新営費	1.417	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4	1.6	1.8
医 療 関 係 費	49.727	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8	44.4	43.4

(3) 附置研究所の分

区 分	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5	51.0	49.7
俸給手当など	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3	49.7	48.3
旅 費	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2	1.3	1.4
物 件 的 経 費	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	46.5	44.7	38.6	37.0	37.5
校 費	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	45.8	44.0	37.7	35.8	35.2
土地建物維持修繕 及新営費	0.437	0.54	0.58	0.49	0.9	0.7	0.7	0.9	1.2	2.3
そ の 他	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.2	0.9	0.9	0.9	0.7
特 殊 設 備 費	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	9.5	10.1	12.0	11.1	12.1

前表によって最近10カ年度間における国立学校運営費の推移を見ると総表(すなわち組織を通じての表)における人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なしを保持しているかの状態を示している。物件的経費においては僅かながらも漸次比率が上昇を示している。このことは大学の数の少ない過去の時代において人件費物件費が半々と平衡を保っておったように、平衡を回復しつつある傾向と見るのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。史実によってそのような判断に到達するのである。すなわち当時大学の数が少ない時代であった帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的皆無ということからして半々という事実が常道であると見ることは妥当を欠くものと考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更に意識して編成したものでないことは当時の予算編成の経過を追憶しても自然に人件的経費と物件的経費の割合が結果的に半々となったに過ぎないことであるが多年に亘って左様な姿であったことからすればその姿が原則的なものとして進められ伝承されたものと考えらるべきであろう。要は人件費物件費が平衡であるということは歴史的の事実を基礎としての意味であろう。大学における研究費がきわめて不足であるとの情態もこの2, 3年度間においては大分緩和されたかに見受けられるが、急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではなる。莫然と巷間つたえられるのは人の経費に即応する物の経費がバランスしていないと云

うことにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事項のみに限らず過去に設けられた事項についても新規準を適用してすっきりした計算を行ない大改造すべきではなかろうか。古いものはむしろ予想されないような費用が多額に要することが実情である。この計算改造は特別会計として一般会計より繰入るる財源の計算を明確化する一方法であろう。数額が確定される特別会計としては基準の確定は教育研究の特質を裏付けるための必要な措置で国立学校の財政上の安定性、恒久性の確保にはきわめて重要な因子であろう。現在のように所管省と財政担当省との合意による基準でも運営上は支障ないことではあるけれども時々的情勢によって動く可能性のある方法をとらずに基準法制化を建てるべきではなかろうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難のことであろうが学問教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保の条項を新特別会計法にとり入れることには十分検討すべきことであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない1本筋の通ったものを特別会計の中に確立すべきことは将来の国立学校の財政上緊要なことであろう。昭和24年学制改革に際しても学校の財政については確固たる見透しもなく制度改革のみが先行して今日に至りようやく39年度において国立学校特別会計の特殊性が認められて特別会計を起し特別会計法の制定となったのであるが経常費財源の確保については法の上においても一般会計より繰入るとだけであって財源は予算に定むるだけであるため進行経過の行政措置は以前と何等変るところがない。このこと

を明文化してこそ特殊特別会計の意義が鮮明されるものであろう。

国立学校が昭和39年度から特別会計となるに及んで予算内容等においては大いに新方式のもとに表現されるものと考えられたが何の変わつもなく従来通りの方式に終わった。既に1カ年を経過した40年度予算においても検討したあとが少しも表われていない。少なくとも各学校毎の予算の内容が区分されて公表することも実現されなかった。一考を煩はしたい点は以前の本調査においても述べたことである。長年月に亘り行っている大学学校の経費の実態調査の結果を俟ち実情と編成の合理化の一体を企図することが望ましいやがては極手をつかむことができるであろう。逐年予算を増加

するための改善方策はとられているが満足すべき情態を生むまでには相当の年月を要するであろう。財政的に恵まれた環境のもとに研究に従事することのできる時代の早急に来ることを望んでおるのは研究者ばかりではない、科学の振興の波にのって理工系における拡充発展はぐんぐん進んでおるが、大学全体を考慮し人文系統に対する研究費の強化と水準の引上げを図ることをおろそかにすべきではない、均等でなくとも平衡を失わぬよう配慮し抜本的改善を加えることも大学管理運営上極めて重要なことである。

次に10カ年度における予算の対照に便するをもって国立学校職員数及び学生生徒数につき次表を掲記する。

◎10カ年度間における国立学校職員数及び学生生徒数調

区 分	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
行政職員	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921	27,636	27,670
役付職員	5,557	5,239	5,019	4,775	4,634	4,523	4,429	4,369	4,525	4,357
技術、一般職員	22,523	21,560	20,434	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442	33,111	23,313
技能労務職員	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,025	10,110		
海事班										
船舶職員	311	310	302	289	251	247	240	234	226	225
教育職員	40,229	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694	29,951	29,571
大学長	78	78	77	77	75	74	73	72	72	72
大学研究所等教官	34,670	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954	26,233	25,878
附属学校等教官	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668	3,646	3,621
題等専門学校教官	1,318	898	460	158	—	—	—	—	—	—
医療職員	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828	4,094	4,080
医療技術関係	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837		
薬剤師関係	469	467	439	439	394	394	371	368		
看護婦関係	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620	3,968	3,954
合計	91,276	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,503	63,677	61,907	61,546
学生生徒総数	377,211	342,868	355,299	327,883	313,153	310,595	306,641	300,402	301,379	299,848

参 照

次に昭和39年度から施行された国立学校特別会

計法以前8カ年度間における国立学校関係歳入予算につき次表を掲記する。

◎国立学校関係歳入予算（一般会計文部省主管）

（単位 千円）

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業料検定料及入学料	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,538	1,694,402
寄宿料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
病院収入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	6,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役務収入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	42,536	33,589
収入など	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,759	56,558
	881,781	737,577	670,507	545,518	486,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄入金収入	306,500	6,500	6,758	2,555	2,239	680	6,240	290
合 計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,627

◎大学学部学校病院研究所等の数調

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
国立学校設置法（昭和24年法律第150号によるもの）									
大 学	学 部	3条1項	73	—	—	—	—	—	—
大 学	学 部	同上	265	90	112	26	25	2	10
大 学	教 養 部	3条2項	20	—	—	—	—	20	—
大 学	院	3条の2, 1項	43	—	—	—	—	—	—
大 学	研 究 科	政令（昭28, 51号）	132	40	70	22	—	—	—
短 期 大 学	学 校	3条の3	26	11	15	—	—	—	—
独 立 学 校	学 校	同1項	5	1	4	—	—	—	—
併 設 学 校	学 校	同2項	21	10	11	—	—	—	—
附 置 研 究 所	学 校	4条	67	10	41	16	—	—	—
固 有 学 校	学 校	同1項	56	9	32	15	—	—	—
共 同 利 用 学 校	学 校	同2項	11	1	9	1	—	—	—
高 等 専 門 学 校	学 校	7条の2	43	0	工業(43)	0	—	—	43
高 等 学 校	学 校	8条	8	—	(8)	—	—	—	8
電 商 学 校	学 校	波 船	3	—	(3)	—	—	—	3
附 属 学 校	学 校	5条1項, 政令(昭和29, 43号)文部省令(昭和39, 1号)省令別表9	5	—	(5)	—	—	—	5
附 属 学 校	学 校	同上	210	—	—	—	—	—	210
小 中 高 等 学 校	学 校	同上	73	—	—	—	—	—	73
高 等 学 校	学 校	同上	78	—	—	—	—	—	78
高 等 学 校	学 校	同上	16	—	—	—	—	—	16
普 通 学 校	学 校	同上	13	—	—	—	—	—	13
工 業 学 校	学 校	同上	1	—	(1)	—	—	—	1
農 業 学 校	学 校	同上	1	—	(1)	—	—	—	1
音 楽 学 校	学 校	同上	1	(1)	—	—	—	—	1
盲 聾 養 護 幼 稚 学 校	学 校	同上	1	—	—	—	—	—	1
盲 聾 養 護 幼 稚 学 校	学 校	同上	1	—	—	—	—	—	1
養 護 幼 稚 学 校	学 校	同上	6	—	—	—	—	—	6
幼 稚 学 校	学 校	同上	35	—	—	—	—	—	35
教 育 施 設	学 校	同上	5条	—	—	—	—	—	—
病 院	学 校	5条	135	—	106	29	—	—	—
病 院	学 校	5条	29	—	—	29	—	—	—
学 部 附 属 学 校	学 校	省令14条1項	23	—	—	23	—	—	—
研 究 所 附 属 学 校	学 校	省令16条1項別表5	6	—	—	6	—	—	—
教 育 施 設	学 校	省令20条別表6	106	—	106	—	—	—	—
臨 海 実 験 所	学 校	同上	13	—	13	—	—	—	—
臨 湖 実 験 所	学 校	同上	2	—	2	—	—	—	—

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
牧 場		32	—	32	—	—	—	—	—
農 場		2	—	2	—	—	—	—	—
演 習 林		22	—	22	—	—	—	—	—
植 物 園		3	—	3	—	—	—	—	—
家 畜 病 院		10	—	10	—	—	—	—	—
水 産 実 験 所		3	—	3	—	—	—	—	—
実 験 実 習 場		1	—	1	—	—	—	—	—
地 震 観 測 所		2	—	2	—	—	—	—	—
地 磁 気 観 測 所		2	—	2	—	—	—	—	—
園 芸 実 験 所		1	—	1	—	—	—	—	—
菅 平 生 物 実 験 所		1	—	1	—	—	—	—	—
熊代地殻変動観測所		1	—	1	—	—	—	—	—
全国共同利用計算センタ		1	—	1	—	—	—	—	—
放射線育種共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
鉱 業 博 物 館		1	—	1	—	—	—	—	—
奈 良 研 究 室		1	1	—	—	—	—	—	—
練 習 船		7	—	7	—	—	—	—	—
研 究 施 設	5 条	128	16	77	35	—	—	—	—
学 部 附 属	省令20条別表 6	94	13	48	33	—	—	—	—
研 究 所 附 属	省令20条別表 7	34	3	29	2	—	—	—	—
学校教育法（昭和22年法律第26号によるもの）									
大 学 学 部 専 攻 料	57条	115	45	70	—	—	—	—	—
同 別 科	57条	17	5	12	—	—	—	—	—
各 種 学 校	83条 1 項								
看 護 学 校	文部・厚生省令指定規則 （昭和26年 1 号）	21	—	—	(21)	—	—	—	21
助 産 婦 学 校	同上	18	—	—	(18)	—	—	—	18
保 健 婦 学 校	同上	1	—	—	(1)	—	—	—	1
診療エックス線技師学校	文部・厚生省令同（昭和26 年 4 号）	10	—	—	(10)	—	—	—	10
衛生検査技師学校	同（昭和33年 3 号）	11	—	—	(11)	—	—	—	11
歯科衛生師学校	同（昭和25年 1 号）	1	—	—	(1)	—	—	—	1
歯科技工士学校	厚生省令（昭和31年 3 号）	2	—	—	(2)	—	—	—	2
特殊教科教員養成課程		30	—	—	—	—	—	—	—
国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号によるもの）									
国立工業教員養成所		9	—	—	—	9	—	—	—
国立養護教諭養成所設置法（昭和40法律第16号によるもの）									
国立養護教諭養成所	2 条	2	—	—	—	2	—	—	—

参 照

養護教諭養成に関しては国立学校設置法の改正によらないで次の単行法律をもって国立養護教諭養成所設置法として施行された。

国立養護教諭養成所設置法
法律第16号 昭和40年 3月31日公布

（目的）

第 1 条 この法律は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もって養護教諭の養成を図ることを目的とする。

（設置）

第 2 条 養護教諭の養成を行なう教育施設として、国立養護教諭養成所（以下「養成所」とい

う。)を設置する。

- 2 養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道学芸大学養護教諭養成所	北海道	北海道学芸大学
岡山大学養護教諭養成所	岡山県	岡山大学

(修業年限)

- 第3条 養成所の修業年限は、3年とする。

(入学資格)

- 第4条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者とする。

(職員)

- 第5条 養成所に所長を置く。

- 2 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

- 4 第1項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

- 第6条 養成所が附置される国立大学の学長(次項において「学長」という。)は、養護教諭(小学校、中学校、盲学校、及聾学校及び養護学校の養護教諭に限る。以下この項において同じ。)の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後6月以内に養護教諭となり、かつ、引き続き政令で定める期間養護教諭として在職したと

きは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収(前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収)を猶予することができる。

(大学への編入学)

- 第7条 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大変に編入学することができる。

(省令への委任)

- 第8条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

以下略。2—4

この法律中に次の附則が載せられた。

- 5 国立学校特別会計法の一部改正
5 国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)の一部を次のように改正する。第1条中「第2条第1項に規定する国立学校の下に、「国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)第2条第1項に規定する国立養護教諭養成所」を加える。

D 資 料

1. 国立学校特別会計について検討を要する事項

第3回(昭40.4.26)特別会計制度協議会

(1) 特別会計制度の運営上の問題点について

(ア) 積立金制度の運営方法について

制度上は、国立学校を包括した一つの積立金として運用することになっているが、これが実施に当っては積立金を生じた事情を考慮し主として歳入超過を生じた学校の経費の財源にこれを充当することが妥当と考えられるので、その具体的措置についてさらに検討を要する。

なお、積立金のうち「旧大学及び学校資金」の使用方法等についても検討を要する。

(イ) 財産処分収入の使用方法について

制度上は、財産処分収入についても、特別会計全体の財源に充当されることになっているが、これが運用に当っては財産処分収入を生じた事情を考慮し主として財産処分収入を生じた学校の特定の経費の財源にこれを充当することが妥当と考えられるのでその具体的措置についてさらに検討を要する。

(ウ) 歳入歳出予算の弾力条項の適用について

制度上、歳出予算の弾力条項の適用は、特別会計全体の総枠において運用されることとなっているが、これが適用に当っては歳入予算を超過した学校の歳出財源または主として歳入予算を超過した学校の歳出財源にこれを還元することが妥当と考えられるので、これが具体的措置についてさらに検討を要する。

(エ) 歳出予算の計上と積算のあり方について

あらたに予算措置を講ずる必要のある経費の有無、予算積算の根拠および予備費計上額の妥当性について検討する必要がある。

(オ) 継続費、国庫債務負担行為、繰越および移

流用等の制度の活用とその手続きについて

研究、教育の長期計画に即応するためおよびその特殊性にかんがみ、継続費、国庫債務負担行為、繰越および移流用等の制度の活用とそれらの手続きの簡素化等弾力的運営方法について検討する必要がある。

(カ) 建築交換方式の運用について

学校特別会計法制定の趣旨にかんがみ、国立学校における施設の集合整備の円滑な実施をはかるため、現行の建築交換方式が容易に実施できるよう特別の措置について検討する必要がある。

(キ) 特別会計の決算の処理およびこれに関連する諸問題について

特別会計において、決算上不足を生じた場合または歳入欠かんとする見込みがある場合における処理方法およびこれらに伴う諸問題の処理について検討を要する。

(2) 特別会計制度の改善について

(ア) 一般会計繰入金のあり方について

一般会計からの特別会計への繰入金は、毎年度予算においてそのつど決定されることとなっているが、国立学校の整備充実を促進するためには、国立学校自体の収入増加に伴って一般会計繰入金の減少をきたさないようその拡充方途を検討する必要がある。

(イ) 借入金制度の改善について

現行では長期借入金のできるものは附属病院の施設費および既成市街地の過度の人口集中の緩和に資するための移転に伴う用地取得費を支弁するための経費に限られているが、今後における国立学校の整備充実を促進するためには、借入金の制度の拡充方策を検討する必要がある。

(ウ) 国立大学とその他の諸学校とを区分することについて

現在、国立大学の予算は、その他の諸学校

とともに予算上一括して計上されているが、国立大学の任務と性質にかんがみ、予算科目その他について制度的にこれを明確に区分整理することを要するか否かについて検討する必要がある。

(ニ) 特別会計と寄附等の取扱いについて

国立大学に対する地方公共団体等の財政的援助についての現行法令上の取扱いを検討する必要がある。また、近年特に要求されている産学協同等に関連して、委任経理・受託研究等の制度および国立大学における寄附受入等の団体（法人等）の必要性とそのあり方について検討する必要がある。

なお、国立大学に対する寄附金に係る寄附者の減免税については、寄附者が法人である場合と個人である場合の取扱いが相違しているが、教育、研究の助成をはかるため、これらの減免税措置等についても検討する必要がある。

(ホ) 研究および教育の特殊性と長期計画に対応する会計制度のあり方について

研究および教育の特殊性と長期計画に対応して、現行予算の単年度方式について検討するとともに、契約、支出等の経理関係および物品・国有財産関係について会計法規上特例を設ける等会計制度の改善について検討する必要がある。

(3) 特別会計と臨時行政調査会の行政改革に関する答申との関係について

臨時行政調査会の「予算・会計の改革に関する意見」は、特別会計においても重要に関連を有するのでその取扱いについて検討する必要がある。

2. 大学設置基準の改善等について（答申）

昭和40年 3月31日

文部大臣

愛知 揆 一殿

大学基準等研究協議会会長

大 泉 孝

大学設置基準の改善等について（答申）

このことについて、本協議会は、昭和38年9月9日諮問をうけ、その後、部会、特別部会および専門分科会を設けて協議した結果に基づき、総会において更に慎重に協議し、このたび、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

なお、別紙大学設置基準改善要綱、大学通信教育改善要綱、大学図書館設置基準要項および各学部設置基準要項の作成にあたっての基本的態度は、大学の使命の多様性にかんがみ、大学がじゅうぶんその使命を果たすことができるよう、それぞれの特殊性に応じ、教育内容に特色をもたせうるようにするとともに、最近の教育研究の進歩に応じつつ、大学における教育研究の一層の充実をはかるよう、学部学科等の組織、教員組織、教育課程、施設・設備の基準等、大学教育に関する基準全般にわたって所要の改訂整備を行なうことでありました。

別紙答申の内容のうち主な点をあげれば、次のとおりであります。

I 大学設置基準改善要綱について

1. 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の目標を明確にするとともに、それぞれの科目本来の目的がじゅうぶんに達成されるよう所要の改善をはかるものとしたこと。
2. とくに、大学で開設する授業科目のうち一般教育科目の内容の改善充実をはかり、あわせて基礎教育科目の性格を明確にして、基礎学力を基礎として専門の系統的な学習が効果的に行なわれるよう所要の改善をはかるものとしたこと。
3. 単位制度の趣旨を生かしつつ、現状において更に合理的なものとするため、講義による授業について一単位を取得するに要する授業時間を増加するよう単位の計算方法を改める等所要の改善をはかるものとしたこと。
4. 各大学学部の特色がじゅうぶん発揮できるようにするため、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目および専門教育科目のそれぞれに対する卒業の要件としての単位数の配分に弾力性をもたせうよう所要の改善を加もえるものとしたこと。

5. 教育研究の進展に、より即応しうるよう、学部学科の組織に関する規定を整備し、なかんずく、学部には専攻により学科または課程を設けるものとし、学部の事情により学科と課程を併置することができることにするとともに、学科および課程の概念を明確にする等の改善をはかるものとしたこと。
6. 専任教員、兼任教員および兼任教員の定義を明確にするとともに、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目の教員組織について所要の改善を加えるものとしたこと。
7. 近時の学問の進展に即応せしめるとともに、産業界等からの人材を得やすくするよう、教員の資格に所要の改善をはかるものとしたこと。
8. 大学の教育研究上、大学図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、図書館の閲覧座席数を増加させ、また、図書館の施設の内容、職員組織等について規定する等所要の改善をはかるものとしたこと。
9. 各学部の特色に応じた教育研究がよりよく行なわれるよう、工学部の実験実習工場等を必置の附置施設として加えるものとしたこと。
10. 厚生補導の施設、夜間学部の施設・設備の充実をはかるよう、所要の改善を加えるものとしたこと。
11. 医学、歯学の学部に関しても、他の学部と同様設置基準で所要の規定を行なうものとしたこと。
12. 設置認可の特例としての年次計画の扱いを設置基準上明確にすることとしたこと。

II 大学通信教育改善要綱について

1. 通信教育の充実をはかるとともに、年間のスクーリングの期間を短縮しうるよう、大学通信教育の修業年限を5年に改めるべきであるとしたこと。
2. 大学通信教育基準を、大学設置基準とは別に、省令で規定すべきであるとしたこと。
3. 視聴覚教育方法の発達にかんがみ、通信教育の方法に放送による指導を加えることがで

きることにするとともに、これとの関連においてテキストの共同執筆について規定することにしたこと。

4. 通信教育の実施の責任を明らかにするとともに、教員組織を明確にし、学習指導、添削指導の徹底をはかるための方策を示したこと。
5. 添削指導等通信教育の特殊性に基づく教育方法に関し、具体的にそのあり方を明示することにしたこと。
6. 通信教育の特殊性にかんがみ、学年を4月1日から始まるものと10月1日から始まるものとするにすることができることにしたこと。

III 大学図書館設置基準要項について

1. 大学図書館は、その機能をじゅうぶんに発揮することができるよう有機的・一体的に設置され、組織され、運営されなければならないとしたこと。
2. 大学図書館は、図書および資料を全学の合理的な蔵書構成のもとにじゅうぶん備えるとともに、これらの図書および資料が全学的に有効に利用できるよう管理されなければならないとしたこと。
3. 大学図書館は、その機能に応じた施設・設備を備えなければならないとして備えなければならないものあるいは備えることが望ましいものを具体的に明示したこと。
4. 大学図書館の職員組織の構成のしかたを明らかにしたこと。

IV 各学部設置基準要項について

文・法・経・理・工・農・薬の分野においてすでに作成されている関係学部設置基準要項について、上記大学設置基準改善要綱の趣旨に基づき所要の改訂を行なうとともに、とくに教育研究の進歩と社会の要請に対応しうるよう、学部学科の構成、各学科の主要学科目、授業科目等について改善を加え、医・歯・教育・家政・体育・芸術の分野についても、それぞれの分野の教育研究上の特色を考慮しつつ、既存の関係学部設置基準要項と同様な構想の下に、それぞれ関係学部設置基準要項を作成することとしたこと。

おって、大学院設置基準要綱の作成については、種々協議が重ねられましたが、その結論を得るに至らなかったもので、引き続き協議される必要があることを申し添えます。また、次の事項については、じゅうぶん留意される必要があります。

1. 校地、校舎等の施設については、引き続き検討の必要があること。
2. 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の教育効果をあげるためには、その教育内容、教育方法の改善とともに施設・設備の整備充実が必要不可欠であるので、施設・設備の整備・充実の方策については、引き続き検討し、可及的すみやかにその具体化をはかること。
3. 各学部の学生実験実習設備標準については、草案は作成されたが、答申にまでは至らなかったもので、引き続き検討の必要があること。
4. 各関係学部設置基準要項については、その扱いならびに各学部共通の事項、大学設置基準の改正に伴って当然整理を要する事項等について引き続き検討の必要があること。

なお、教育学関係学部設置基準要項に含まれる予定の教員養成に関する学部設置基準要項については、その結論を得るに至らなかったもので、引き続き検討の必要があること。また、体育学関係学部設置基準要項のレクリエーション専攻については、「レクリエーション専攻」を立てることが現時点において妥当かどうか問題であり、また、芸術関係学部設置基準要項の単位の計算方法の表現については、単位の計算方法の特例を定めるにしても、他の学部と著しく異なった定めをするのにはなお問題が存するので、更に検討する必要があります。

5. これらの改善策は、現在の修業年限を前提として検討したものであるが、学部の特長性によっては、将来その修業年限を延長するか否かについて、大学院制度との関連も考慮しつつ、検討の必要があること。
6. 夜間学部の教育内容を充実強化するため、

その修業年限を5年とする必要があること。

7. 改正後の大学設置基準の施行時期および経過措置については、慎重に配慮される必要があること。

大学設置基準改善要綱

I 総括的事項について

基準の維持向上についての大学の責務に関する規定（大学設置基準第1条第3項以下引用条項は現行大学設置基準の条項である。）を次の(1)のように改めるとともに、附則で認可の特例について(2)のように規定すること。

- (1) 「大学は、この省令で定める設置基準を維持することはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」（以下「」を付した部分は、大学設置基準の改善内容である。）
- (2) 「この設置基準の施設・設備及び教員組織に関する規定を、新たに設置しようとする大学、学科又は課程等に適用する場合には、当該大学、学部、学科又は課程等の施設・設備及び教員組織の充実に関する年次計画を認めて、適用することができるものとする。ただし、この場合においては、大学はその年次計画を確実に実施するとともに、その履行状況を毎年報告しなければならない。」

II 学部について

1. 学部の定義（第2条第1項）を次のように改めること。

「学部は、専門の学芸の分野を基礎として教育研究上の目的から組織されるものであって、学科目又は講座の種類及び数、教員数、学生数、施設・設備等が学部として適当な規模内容をもつと認められるものとする。」

2. 学部の種類の例示の規定（第2条第2項）及び学部の組織の特例に関する規定（第2条第3項）を削除すること。
3. 学科、課程の規定（第3条及び第4条）を次の(1)から(4)までのような趣旨に改めること。

- (1) 「学部には、専攻により学科又は課程を設けるものとする。ただし、学部の事情によ

り、学科と課程を併置することができる。」

- (2) 「学科又は課程は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。」
- (3) 「学科は、教員の組織の単位としての性格も比較的強くもつものとし、課程は、学生の履修コースの単位としての性格を比較的強くもつものとする。」
- (4) 「学科又は課程には、教育研究上とくに必要があるときは専攻を置くことができるものとする。」

III 教員組織について

1. 専任教員、兼任教員、兼任教員の定義を次の(1)から(3)までのように規定すること。
 - (1) 「この省令の教員組織に関する基準を適用する場合には、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目を担当する教員は、一の大学に限り専任教員とし、専門教育科目を担当する教員は、一の大学の一の学部又は学科に限り専任教員とする。」
 - (2) 「学外に本務をもつ教員を兼任教員とする。」
 - (3) 「前記(1)で定める専任教員が当該大学の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目を併せ担当する場合、これを兼任教員とする。」
2. 兼任教員に関する規定を教員組織の関係条文（第6条、第7条、第8条）の中に追加すること。
3. 専任教員の定義に関する規定（第10条）及び兼任教員数の制限に関する規定（第12条）を削除し、専任教員の数については別表第1から別表第3までを「別表第1（一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の教員数）」、「別表第2（基礎教育科目の教員数）」、「別表第3（医学・歯学の進学の課程の教員数）」、「別表第4（専門教育科目の教員数）」とし、それぞれ次のように改正すること。
 - (1) 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の教員数の基準（別表第1及びその備考）を次のように改めること。

『別表第1（一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の教員数）

授業科目の種類	教 員 数		
	入学定員100人の場合	入学定員200人の場合	入学定員300人の場合
一般教育科目	3	6	8
外国語科目	2	4	6
保健体育科目	1	2	2
計	6	12	16

備 考

- 一、この表に定める教員数は、専任の教授、助教授又は講師の数を示す。
- 二、この表に定める各授業科目ごとの教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 三、一般教育科目の教員は、人文・社会・自然の三分野にわたって置くものとする。
- 四、入学定員がこの表に定める数をこえる場合には100人を増すごとに3人以上の専任教員を増加しなければならないものとする。
- 五、この表に定める各授業科目ごとの教員数及び前記四、に定める教員数の5割の範囲内において兼任教員又は兼任教員をもって代えることができる。この場合、専任教員1に対して兼任教員又は兼任教員3の割合とし、前記二、の規定の適用については、専任教員及び兼担又は兼任の教員のそれぞれについて、半数以上は原則として教授とする。
- 六、入学定員300人以上の大学にあつては、外国語科目及び保健体育科目について、この表及び前記四、に定める教員数の四分の一の範囲内において、助手をもって代えることができる。この場合、外国語科目については、専任教員1に対して助手2の割合とする。ただし、教授については、助手をもって代えることができないものとする。
- 七、第2外国語を必修とする大学・学部にあつては、この表及び前記四、に規定する教員数のほか必要な数の外国語科目担当教員を増加しなければならないものとする。
- 八、この表及び前記四、に、定める数の教員の

ほか、実験・実習、実技又は演習を主とする授業科目の実施のために必要があるときは、なるべく助手を置くものとする。』

(2) 基礎教育科目の教員数を次のように規定すること。

『別表第2（大学の学部（医学部及び歯学部を除く。）の基礎教育科目の教員数）

学 部		教 員 数		
		入学定員100人の場合	入学定員200人の場合	入学定員300人の場合
文科系学部	基礎教育科目について実験実習又は実技をほとんど要しない学部を云う。以下同じ。	1	2	3
理科系学部	基礎教育科目について実験実習又は実技を相当部分要する学部を云う。以下同じ。	2	3	4

備 考

- 一、この表に定める教員数は、専任の教授、助教授又は講師の数を示し、その半数以上は原則として教授とする。
- 二、入学定員がこの表に定める数をこえる場合には100人を増すごとに1人以上の教員を増加しなければならないものとする。
- 三、基礎教育科目について12単位未満の単位の修得を卒業の要件とする学部においては、卒業の要件とする基礎教育科目の単位数に応じて、この表及び前記二、に定める教員数を減らすことができる。この場合、減じた分の教員数を、基礎教育科目の単位をふりあてた科目についてそれぞれふりあてた単位数に応じて増加しなければならないものとする。
- 四、この表及び前記二、に定める数の教員の全部又は一部を、兼担又は兼任の教員をもって代えることができる。この場合、専任教員1に対し、兼担又は兼任教員3の割合とし、前記一、の規定については、専任教員及び兼担又は兼任の教員のそれぞれにつ

いて、半数以上は原則として教授とする。

五、実験、実習、実技又は演習を主とする基礎教育科目の授業の実施のために必要があるときは、なるべく助手を置くものとする。』

(3) 前記(1)及び前記(2)の適用について次のような規定を設けること。

「前記(1)及び前記(2)の規定を、二以上の学部を置く大学に適用する場合は、前記(1)については、各学部（医学部及び歯学部を除く。以下同じ。）の入学定員の合計数について、前記(2)については、文科系学部の入学定員の合計数及び理科系学部の入学定員の合計数について、それぞれ適用するものとする。」

(4) 医学・歯学の進学の課程の教員数について次の(ア)及び(イ)のように規定すること。

(ア) 『別表第3（医学・歯学の進学の課程の教員数）

区 分	教 員 数		
	入学定員40人の場合	入学定員60人及び80人の場合	入学定員100人及び120人の場合
一般教育科目	3	3	4
外国語科目	2	4	6
保健体育科目	1	1	1
基礎教育科目	1	3	4
合 計	7	11	15

備 考

- 一、この表に定める教員数は、専任の教授、助教授又は講師の数を示す。
- 二、この表に定める各授業科目ごとの教員数の半数以上は原則として教授とする。
- 三、一般教育科目の教員は、人文・社会・自然の三分野にわたって置くものとする。
- 四、この表に定める一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の教員数のそれぞれについて、5割の範囲内において並びに基礎教育科目の教員数の全部又は一部を、兼任教員又は兼任教員をもって代えることができる。この場合、専任教員1に対して兼担

教員又は兼任教員3の割合とし、前記二、の規定の適用については、専任教員及び兼任又は兼任の教員のそれぞれについて、半数以上は原則として教授とする。

五、入学定員100人以上の学部にあつては、外国語科目について、この表に定める教員数の四分の一の範囲内において、助手をもって代えることができる。この場合、専任教員1に対して助手2の割合とする。ただし、教授については、助手をもって代えることができないものとする。

六、基礎教育科目について20単位未満の単位の修得を卒業の要件とする場合には、卒業の要件とする基礎教育科目の単位数に応じて、この表に定める教員数を減ずることができる。この場合、減じた分の教員数を基礎教育科目の単位をふりあてた科目について、それぞれふりあてた単位数に応じて増加しなければならないものとする。

七、この表に定める数のほか、実験、実習、実技又は演習を主とする授業科目の実施のために必要があるときは、なるべく助手を置くものとする。』

(イ) 一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目を全学で一括して実施する場合について、次のような規定を設けること。

「二以上の学部を置く大学で、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目を全学で一括して実施する場合には、一般教育科目及び保健体育科目の教員数については、前記(ア)を適用せず、医学部又は歯学部の入学定員を他の学部の入学定員と合して、前記(1)（一般の学部の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目の教員数）を適用することができる。」

(5) 専門教育科目の教員数について次の(ア)及び(イ)のような改正を加えること。

(ア) 別表に医学・歯学に関する学部の専任教員数を加える。

(イ) 別表の備考に次のような規定を加える。

A 「課程で組織する学部の場合の専任教員数については、この表中「学科」とあ

るのを「課程」と読みかえて適用する。ただし、二以上の課程で組織する場合の教員数については、課程ごとに算出される専任教員数の合計数を当該教員数とする。」

B 「入学定員がこの表に定める数をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする。」

C 「美術・音楽に関する学部について二以上の学科で組織する場合の一学科の入学定員が10人までの場合当該学科の専任教員数は2人とする。」

D 「この表に定める数の教員のほか、各学部の教育・研究に必要な数の助手を置くものとする。」

(ウ) 別表の備考一の「兼任の教員」を「兼任又は兼任の教員」に改める。

IV 教員の資格について

1. 教授の資格に関する規定（第13条）のうち、博士の学位を有する者に関する規定及びこれに準ずる者についての規定を次の(1)、(2)のように改め、芸能体育等について特殊の技能にひいていている者に関する規定を次の(3)のように改め、旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校における教歴者に関する規定（同条第3号及び第5号）を削り、外国語について教育の経歴ある者に関する規定及び民間研究所等の在職者に関する規定を次の(4)、(5)のように追加すること。

(1) 「博士の学位を有する者で、教育研究上の指導能力があると認められる者」

(2) 「研究上の業績が前号の者に準じ、かつ教育研究上の指導能力があると認められる者」

(3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ又は体育等の分野について特殊の技能にひいて、教育研究上の指導能力があると認められる者」

(4) 「外国語について教育の経歴があり、教育研究上の指導能力があると認められる者」

(5) 「研究所、試験所、調査所等に10年以上

在職し、研究上の業績があり、教育研究上の指導能力があると認められる者」

2. 助教授の資格に関する規定(第14条)に、博士の学位を有する者に関する規定、芸術体育等の分野について特殊の技能をもつ者に関する規定及び外国語について教育の経歴ある者に関する規定を次の(1)、(2)、(3)のように加え、旧制高等学校、旧制専門学校における教歴者に関する規定(同条第5号)を削除すること。
 - (1) 「博士の学位を有する者」
 - (2) 「芸術、体育等の分野について特殊の技能をもち、教育の経歴のある者」
 - (3) 「外国語について教育の経歴があり、教育研究上の能力があると認められる者」

V 授業科目について

1. 授業科目の区分(第19条)を次の(1)のように改め、教養課程を編成することができるものとする規定を(2)のように置くこと。
 - (1) 「大学で開設する授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目及び専門教育科目に分けるものとする。」
 - (2) 「一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び必要に応じて基礎教育科目をもって教養課程を編成することができるものとする。」
2. 一般教育科目に関する規定(第20条)で一般教育科目の目標を次の(1)のように規定するとともに、一般教育科目として開設する授業科目について次の(2)及び(3)のように規定すること。
 - (1) 「一般教育科目は、自然と人生と文化に関する理解を深め、あわせて専門分野と他の分野等との相関について知見をひろめるとともに、よき社会人となるに必要な教養を身につけさせることを目標とするものとする。」
 - (2) 「大学は、一般教育科目として適当と認められる授業科目を、人文・社会・自然の三分野にわたって開設するものとする。」
 - (3) 「前記(2)の授業科目は、単一科目又は総合科目のいずれでもよいものとする。」

3. 外国語科目及び保健体育科目に関する規定(第21条及び第22条)で外国語科目及び保健体育科目の目標をそれぞれ次の(1)及び(2)のように規定すること。

- (1) 「外国語科目は、外国語の実用能力をかん養するとともに、外国語の学修を通じて教養を与えることを目標とするものとする。」
- (2) 「保健体育科目は、学生の健康を保持増進し、さらに将来の健康生活実践の素地を培うことを目標とするものとする。」

4. 基礎教育科目に関する規定を(第23条)を次の(1)及び(2)のように改めること。

- (1) 「基礎教育科目は、専門の基礎を与えることを目標とするものとする。」
- (2) 「大学は、学部、学科又は課程の種類に応じて基礎教育科目に関する授業科目を開設するものとする。ただし、学部、学科又は課程によっては、これを開設しないことができる。」

VI 単位について

1. 各授業科目の単位数に関する規定(第25条)を改め、一般教育科目の1授業科目あたりの単位数は各大学の定めるところによるものとし、外国語科目の単位数に関する規定に次の(1)のように加え、保健体育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の1授業科目あたりの単位数をそれぞれ次の(2)、(3)のように規定すること。
 - (1) 「2以上の外国語の科目の履修を卒業の要件とする大学にあっては、その履修を卒業の要件とする外国語のうち2科目をそれぞれ8単位とするものとする。」
 - (2) 「保健体育科目は、講義と実技あわせて4単位とし、うち実技は2単位以上とする。」
 - (3) 「基礎教育科目及び専門教育科目は2単位以上とする。ただし、教育上の必要がある場合は1単位又は1.5単位とすることができる。」
2. 1単位の履修時間の標準と、単位の計算方法(第26条)を別条として次の(1)及び(2)のと

おり規定すること。

(1) 「一単位の履修時間は、授業時間及び自学自修の時間を合わせ45時間を標準とする。」

(2) 『単位の計算方法は、次のとおりとする。

(ア) 講義又は演習を主とする授業科目（講義又は演習のみによる授業科目を含む。）は、毎週1時間半又は2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、毎週2時間15週の授業をもって1.5単位とすることができるが、この場合には、毎週、授業時間とおおむね同時間の自学自修を行なわせるものとする。

(イ) 実験、実習又は実技を主とする授業科目（実験、実習又は実技のみによる授業科目を含む。）は、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

(ウ) 芸術、水産、商船、その他特殊な教育研究を行なう学部、学科又は課程の専門教育科目のうち実技又は実習を主とする授業科目については、特別の定めをすることができるものとする。』

3. 単位に関する章（第7章）の最後に、次のような規定を設けること。

「単位の標準、単位の計算方法及び各授業科目の単位数に関する規定は、医学部医学科又は歯学部歯学科の専門の課程の授業科目には適用しない。」

VII 授業について

1. 教育課程の編成方法に関する規定（第28条）に、次のような規定を加えること。

「大学は、年次ごとに又はこれに代わる適当な区分ごとに履修すべき授業科目および単位数を定めることができる。」

2. 授業を行なう学生数に関する規定（第29条第2項）を次のように改めること。

「施設・設備の整備をじゅうぶんに行なう場合又は演習等による授業を併用する場合には、同時に授業を行なう学生数は前項に規定する学生数以上とすることができるものとする。」

る。」

3. 授業の方法に関する規定（第30条）に次の(1)及び(2)のように追加すること。

(1) 「授業はとくに講義と演習を併用し、あるいは講義、演習、実験、実習、実技を併用して行なうことが望ましい。」

(2) 「単位制度の趣旨にもとづき、講義又は演習を主とする授業科目の授業の実施にあたっては、学生の自発的な学修を有効かつ適切に行なわせるよう、充分な配慮がなされなければならないものとする。」

VIII 卒業の要件について

1. 単位の授与に関する規定（第31条）を次のように改めること。

「単位制度の趣旨にもとづき、大学は、1の授業科目又はその一部につき所定の単位を取得するに要する時間数の授業を受けた者に対し、試験により、所定の単位に相当する履修時間の学修をした場合の水準に到達しているか否かを判定したうえで、所定の単位を与えるものとする。」

2. 卒業の要件に関する規定（第32条）を次の(1)から(5)までのように改めること。

(1) 「卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより124単位を修得することとする。

一、一般教育科目については、人文・社会・自然の分野にわたり24単位

二、外国語科目については、1の外国語の科目8単位

三、保健体育科目については、講義及び実技4単位（うち実技2単位以上）

四、基礎教育科目については、12単位

五、専門教育科目については、76単位」

(2) 「学部、学科又は課程によって基礎教育科目を必要としないとき、又は基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、基礎教育科目について取得すべき単位を、一般教育科目、外国語科目又は専門教育科目で取得させ、これに代えることができる。」

(3) 「前記(1)の二にかかわらず、2以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とすること

ができるものとし、その場合、1の外国語の科目の単位は、前記(1)の二によるものとし、他の外国語の科目は、前記(1)の四又は前記(1)の五の単位のうちから1の外国語の科目については、8単位（特別の事情がある場合は4単位以上）、その他の外国語の科目については4単位以上取得するものとする。」

(4) 前記「(3)による場合は、前記(1)の四又は前記(1)の五の単位から外国語にふりあてた単位をそれぞれ前記(1)の四又は前記(1)の五に規定する単位数から減じて卒業の要件とすることができる。」

(5) 「大学は、必要に応じて、前記(1)のなしいし五の単位数を増加せしめることができることとし、その場合の増加単位は、全体でおおむね16単位を限度とする。ただし、前記(1)の二の単位数を増加せしめる場合には「1の外国語の科目」を「1以上の外国語の科目」と読みかえるものとする。」

3. 医学及び歯学の大学の卒業の要件の規定（第33条第1項）を次の(1)及び(2)のように改めること。

(1) 「医学部医学科及び歯学部歯学科の卒業の要件は、大学に6年以上在学し、進学の課程を修了した者で専門の課程に入学し、専門の課程において4,200時間以上の授業を受けて、所定の全授業科目の試験に合格することとする。」

(2) 「前記(1)の授業時間が4,200時間を越える場合、その越える時間数はおおむね600時間を限度とする。」

4. 医学・歯学の進学の課程において修得すべき単位数の表（第33条第2項）を次の(1)のように改め、備考を削除することとし、次の(2)の規定を新たに加えること。

(1) 「一般教育科目 人文・社会・自然の三分野にわたり24単位

外国語科目のうち「英語及びドイツ語」
又は「英語及びフランス語」
16単位

保健体育科目 講義及び実技 4単位

（うち実技2単位以上）

基礎教育科目 20単位（うち12単位を限り、一般教育科目、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語以外の外国語の科目を含む。次項において同じ。）にあてることができる。）

(2) 「前記(1)の進学の課程において修得すべき単位数が64単位をこえる場合、その限度はおおむね8単位とし、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目のいずれかで取得させるものとする。」

IX 校地、校舎等の施設について

1. 大学の校舎として備えるべき施設に関する規定（第37条第1項各号）を次のように改めること。

「一、学長室、学部長室、会議室、事務室
二、研究室、講義室、演習室、実験・実習室
三、図書館
四、学生自習室、学生控室、保健室」

2. 教室に関する規定（第37条第3項）を次のように改めること。

「講義室、演習室、実験・実習室は、学科又は課程の種類に応じ必要な種類と数を備えるものとする。」

3. 教室に関する規定（第37条第3項）の次に、図書館の備えるべき施設について新たに次の一項を設けること。

「大学図書館は、その機能をじゅうぶん發揮し、大学の教育研究活動を促進できるよう、学生数、教員数、蔵書冊数等に応じて適切な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室及び書庫等を備えるものとする。」

4. 図書の冊数及び学術雑誌の種類数に関する表（第40条）に医学及び歯学の学部の図書及び学術雑誌を加え、「第2項」として次のように加えること。

「前項に規定する図書及び学術雑誌のほか、一般参考図書、資料、教養図書雑誌を必要に応じ相当数備えるものとする。」

5. 校舎面積に関する表（附則第3項）に医学部及び歯学部の校舎面積を加え、同表の備考

に、「備考三」として次のように加えること。

「二以上の学部を置く大学は、大学図書館の機能をじゅうぶん発揮できるように、その設置の態様に応じて、この表に定める面積を増加するものとする。」

6. 図書館の閲覧座席数を、収容定員の百分の五以上と規定している（第37条第4項）のを「百分の十以上」と改めること。

7. なるべく大学において備えることが望ましい施設に関する規定（第37条第5項）を次のように改めること。

「大学は、第1項に掲げる施設を備える校舎のほか、なるべく講堂、体育館、寄宿舎及び学生の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」

8. 夜間において授業を行なう学部の施設・設備に関する規定（第37条第6項）を次のように改めること。

「夜間において授業を行なう学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学にあっては、その専任の教員のための研究室、夜間学部の実験・実習用の施設等教育研究上必要な施設を増設するものとし、とくに照明、健康管理に必要な施設等については、じゅうぶん配慮するものとする。」

9. 附属施設の表（第41条）に工学部の実験・実習工場、医学部又は歯学部の附属病院、薬学部の製薬実習施設、美術、音楽に関する学部の展示場、演奏室等を加えること。

X 事務組織その他について

1. 雑則の章（第12章）の前にもう1章起し、現在雑則の章の中に置かれている事務組織に関する規定（第42条）及び厚生補導の組織に関する規定（第43条）を置くとともに、この章に図書館の職員組織に関する規定、教養部に関する規定、教養課程委員会等に関する規定及び外国人留学生受入れのための組織に関する規定を次の(1)、(2)、(3)、(4)のように置くこと。

(1) 「大学図書館には、その機能をじゅうぶん発揮できるよう専任の司書その他必要な職員を置くものとする。」

(2) 「大学は、教養課程の教育上、管理上必要があるときは、特別な組織を置くことができるものとし、これを教養部と称することができる。」

(3) 「教養課程を編成する大学で、前記(2)の教養部を置かないものにあつては、教養課程の教育の実施の責任を明らかにするために、教養課程委員会等を設けなければならないものとする。」

(4) 「大学は、外国人留学生の教育上、事務上の必要があるときは、特別な組織を設けることができる。」

2. 医学・歯学の学部に関する特例を定めた規定（第44条）を廃止すること。

3. 外国人留学生に関する授業科目の特例に関する規定（第45条）を整理するとともに、別に定める基準に関する規定（第46条）を次のように改めること。

「大学院に関する基準及び通信教育に関する基準は別に定める。」

（附）

昭和40年3月19日

大学基準等研究協議会会長

大泉 孝 殿

一般教育部会主査

関 口 勲

一般教育科目・外国語科目および保健体育科目の施設・設備について（報告）

一般教育部会は、一般教育科目、外国語科目および保健体育科目の施設・設備について検討を重ねてまいりましたが、任期切迫のため具体的な成案を得るにいたらなかったため、このたび別紙のとおり要望事項をとりまとめましたので、ここに報告します。

一般教育科目、外国語科目および保健体育科目の施設・設備について（要望）

一般教育科目、外国語科目および保健体育科目の教育内容・方法の改善を図るためには、さきに総会に報告した教育内容・方法等の改善とあわせて、教員組織、施設・設備の充実強化が必要不可欠であります。

このうち、施設・設備については、下記を基本として、その充実強化が図られるよう要望しま

す。

記

1. 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目のそれぞれについて最小限必要な設備の標準を作成し、これに必要な施設について検討を加えてこれらの充実強化に資する必要がある。
2. 設備標準は、少くとも望ましい設備は具体的に例示し、総金額を示して、これを設置認可あるいは実地視察の際の判定資料とする必要がある。
3. 一般教育科目の設備の標準については、とくに自然科学の分野の授業科目においては、学生実験の設備をもつことが望ましいが、最小限デモンストレーションの設備が必要である。
4. 外国語科目の施設・設備の標準については、ランゲージ・ラボラトリーまたはこれに代わる設備について配慮が必要である。
5. 多人数教育を行なう場合の施設・設備についてとくに十分な配慮が必要である。
6. 図書館を整備し、とくに指定図書・参考図書を実践する必要がある。
7. 教養課程に在る学生に対する厚生補導の施設・設備を充実する必要がある。

3. 大学入学志願者急増対策の経緯について

(文部省)

1. 大学入学志願者急増期における志願者、入学者等の推計については、昭和38年5月以降文部省内において検討を重ね、昭和39年4月上旬一応の試算(昭和38年度を基礎とし昭和41年度までの増員を約10万人と見込んだもの)をまと

め、同月13日自民党の文教調査会(増田甲子七会長)と文教部会(稲葉修部会長)に説明するとともに、国立大学協会、公立大学協会、私立大学関係団体(日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会)にも説明を行ない、意見を求めた。

2. その後、この資料を素材として、国立大学協会(昭和39年6月18日)、公立大学協会(昭和39年6月18日)、日本私立大学連盟(昭和39年6月11日)からは、それぞれの要望が文部大臣に対し行なわれ、また自民党文教調査会は「大学の量的拡充のみならず、「大学の質的水準の向上に関する小委員会(坂田道太小委員長)」を特設、この問題の検討を進めた。
3. 文部省としては、これら関係方面の意向を付度するとともに公私立大学、学部の新設、学生定員増の申請届出等の状況を勘案し、昭和41年度までのおおよその増員を67,500人と見込み、うち昭和40年度の増員は、大学15,700人(国立4,000人、公立1,200人、私立10,500人)短期大学11,300人(国立400人、公立400人、私立10,500人)計27,000人にまとめ、この増員見込数を基礎として、8月31日、昭和40年度概算要求を大蔵省に提出、自民党文教部会に対しても説明を行なった。
4. しかしながら、その後公私立大学、短期大学の増員見込数を、大学、短期大学、学部、学科等設置申請締切時(昭和39年9月30日)でとりまとめたところ、私立大学については、当初見込数を若干上回ったものの、公立大学、短期大学および私立短期大学はいずれも当初見込数を下回り、国、公、私立を合した増員見込数は、当初見込数を約2,000人下回る25,004人となっ

昭和40年度設置者別、大学、短期大学別増員見込数

区 分	国 立		公 立		私 立		計		
	大学	短大	大学	短大	大学	短大	大学	短大	計
概算要求時見込数(39.8.31)	4,000	400	1,200	400	10,500	10,500	15,700	11,300	27,000
設置等認可申請締切時見込数(39.9.30)	4,409	350	235	140	11,715	8,155	16,359	8,645	25,004
設置認可後見込数(40.3.20)	3,004	390	370	100	9,630	5,490	13,004	5,980	18,984

た。更に、その後、国立大学・短期大学について昭和40年度において予算措置が講じられることとなった増員見込数ならびに大学設置審議会の審査を経て認可となった公、私立大学、短期大学の設置、学部学科の増設等による増員見込数を取りまとめたところ18,984人となり、当初見込数を約8,000人下回ることとなった。

5. 昭和41年度以降の増員計画については、今後、40年度における志願状況、収容実績等をみたらうえ、更に検討をすすめることとしている。

4. 国際大学協会第4回総会 開催要項

(国際大学協会)

- 〔1.〕 国際大学協会第4回総会 (Fourth General Conference, International Association of Universities) について

1. 開催時期および場所

1965年8月31日(火)～9月6日(月) 東京大学

- ちなみに、第1回総会はフランスのニース、第2回はトルコのイスタンブール、第3回はメキシコのメキシコ・シティーで開催された。

2. 議題

- (1) 高等教育への進学
- (2) 経済的・文化的開発への大学の寄与
- (3) 大学の自治 —その現代的意味—

以上3つの議題について討議し、又、事業報告と決算報告、ならびに事業計画と予算を審議し、会長と理事を選出する。

3. 参加者

下記の会員、オブザーバーおよそ600名参加の予定

(1) 会員校

- a 加盟大学の代表者
- b 既に会員としての申請を行なった学校にも招待状は送られるが、総会の正会員としてであるか、オブザーバーとしてであるか、その資格は総会直前に開かれる理事会によって決定される。

(2) オブザーバー

- a 協会の準会員団体
- b ユネスコ
- c 国際連合とその専門機関および関係機関
- d 高等教育に積極的な関心と関係をもつ財団
- e ユネスコおよび協会との関係のある有力な学術的、文化的非政府団体
- f 国際的および地域的の大学団体
- g 主要な国際的の学生団体 即ち、国内学生連盟連絡協議会 (COSEC)、国際学生連盟 (IUS)、Pax Romana-IMCS、世界基督教学生連合 (WSCF)、世界ユダヤ人学生連盟 (WUJS)、国際連合に協力する国際学生活動団体 (ISMUN)。
- h 国内学術団体 (学長会議、大学理事会等を含む。学生団体は除く。)
- i その他本部組織委員会が招待するのが適当と考えた大学、あるいは団体。
- j 東京組織委員会が招待することが適当と認めた日本の団体。

4. 総会の準備

この国際大学協会第4回総会は、国際大学協会 (6 Rue Franklin Paris(16e) France) が主催し、国際大学協会第4回総会東京組織委員会 (The Tokyo Organizing Committee of the Fourth General Conference I.A.U. … 委員は会長森戸辰男ほか17名…東京都文京区本郷7丁目3番1号 東京大学本部内) が協力して、実際的な開催準備を進めている。

なお、組織委員会のなかに実行委員会 (会長 大河内一男) を置き、総会の会場、財政、宿舎、社交行事、エクスカージョン等の具体的計画を進めている。

5. この会議運営のための理事会は、1965年8月23日(月)～8月26日(木)に京都国際ホテルにて開催される。

付記

国際大学協会 (International Association of Universities) について

1. 目的

国際大学協会は、1950年ユネスコの示唆と援助により設立され、ユネスコの諮問団体となっているもので、人類一般に対する大学の重要性にかんがみ、大学自体の発展と人類の将来のため、世界各地における大学間の連繫を強化し、協会本部を通じて一連のサービスを諸大学に提供することによって大学の水準を高め、社会における大学の役割を増大し、あわせて国際平和に寄与することを目的としている。

2. 事業

- (1) 高等教育機関に関する情報活動
- (2) 高等教育に関する共同研究事業

3. 会員数

84ヵ国およそ 400 大学

(うち、日本の加盟大学48校を含む)

4. 協会の運営

理事会は協会会長と14名の理事からなり、少くとも1年1回招集される。総会(General Conference)は少くとも5年に1回招集され、協会の一般方針を決定し、会長(President)と理事(Members of Administrative Board)を選出する。ちなみに、1950年来東アジア地区を代表して森戸辰男が理事に選出されており、日本国内に於ける大学及び関係団体に対し、協会の使命の周知方について努力している。

[2]

国際大学協会第4回総会暫定プログラム

期日：1965年8月31日(火)～9月6日(月)

会場：東京大学

	午 前 (10:00 12:00)	午 後 (2:00 4:00)	午 後 (4:30 6:30)	夜
8月29日 (日)	参加者の到着および登録			
8月30日 (月)	参加者の到着および登録			レセプション
8月31日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会式と演説 皇太子殿下、同妃殿下 および総理大臣、文部 大臣臨席 ○ 小 憩 ○ 議事手続および総会 運営処理手続の選択 ・ 正午 昼食 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会： 議題序説 「高等教育への進学」 ○ 4:00 お茶 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会：議題序説 「経済的・文化的発展 への大学の寄与」 	文部大臣招待
9月1日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会：議題序説 「大学の自治—その現 代的意味—」 ○ 正午 昼食 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議題についてのワー キングパーティーの集 会(非公開) ○ 信任状と憲章委員 会の集合(非公開) 		
9月2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会： 討 論 「大学の自治—その現 代的意味—」 ○ 正午 昼食 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会： 討 論 「高等教育への進学」 ○ 4:00 お茶 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会：討 論 「経済的・文化的発展 への大学の寄与」 	東京都知事招待
9月3日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総 会： 「国際大学協会の活動 と発展」 ○ 正午 昼食 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 議題についてのワー キングパーティーの 集合(公開) ○ 信任状および憲章委 員会の集合(非公開) 	皇室ご招待 (午後5時の予定)	東京大学総長招待 (歌舞伎観劇)
9月4日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学その他の市内、近郊観光地の訪問 ○ 選考委員会、必要なれば他の委員会の集合(非公開) ○ 議長およびラポルツールは報告を準備する 			

9月5日 (日)	終 日： 日光，東照宮および中禪寺湖へ遠足		
9月6日 (月)	<input type="checkbox"/> 総会： 3 議題につ いてのワーキングパー ティーの報告の呈示 <input type="checkbox"/> 正午 昼 食	<input type="checkbox"/> 総 会： イ 各委員会および国際大学協会 の活動と発展につ いての会議報告 <input type="checkbox"/> 選 挙 <input type="checkbox"/> 次回総会の期日と場所	7:30 <input type="checkbox"/> 公式お別 れ晩餐東京 組織委員会 会長の招待

- この他東京組織委員会は，参加者の夫人のため，特別の婦人プログラムを整備する。
- 以上は昭和40年6月現在の予定である。

E そ の 他

1. 学長の異動について

会報第27号報告以降学長の交替は次のとおりである。

学長交替

大学名	旧	新
	事務取扱	
横浜国立大学	中村 康治	中村 康治
大阪外国語大学	森沢 三郎	金子 二郎
徳島大学	児玉 桂三	長谷川万吉
熊本大学	本田 弘人	柳本 武

2. 大学設置審議会委員候補者の推薦について

4. 宮城教育大学概況

大学名	学部	学 科	入学定員	学 長	設置年月日	所 在 地
宮城教育大学	教育学部	小学校教員養成課程	160	兼 石津 照璽 (東北大学長)	昭和40.4.1	仙台市富沢字金山1
		中学校教員養成課程	80			
		盲学校教員養成課程	15			
		計	255			

(備考) 東北大学教育学部分校にあつた3教員養成課程を継承するとともに理科教育研究施設(1部門)を附置する。

なお昭和41年度以降において特別教科(数学および理科)教員養成課程および養護学校教員養成課程の設置を図るとともに理科教育研究施設の部門を増設(完成3部門)しさらに昭和42年度に東北大学教育学部附属学校を移管する計画の趣である。

5. 寄贈図書

Scholarey Books in America

アメリカ文化センター

大学一覧(大阪大, 東京工業大英文カタログ)

科学技術会議海外調査団報告

(ヨーロッパにおける振興方策)

科学技術庁

東京大学

東京大学規則集

憲法問題と国民

自主憲法期成議員同盟

当協会より推薦の大学設置審議会委員黒沢清氏は、横浜国立大学長を任期満了をもって退任され、大学設置審議会委員についても辞職願を提出の趣であるので、会長副会長協議の上文部省に対し、補充委員の候補者(倍数)として、次の2氏を推薦した。

埼玉大学長 藤岡 由夫
東京外国語大学長 小川 芳夫

3. 災害見舞について

昭和40年5月20日鳥取大学農学部及び同5月24日北海道学芸大学釧路分校の火災につき、会長からそれぞれ当該大学長に対し見舞電報を出した。